

3.2 社会的状況

3.2.1 人口及び産業の状況

1) 人口の状況

熊本県及び関係市における人口・世帯数の推移を表 3.2-1 及び図 3.2-1 に示す。

対象事業実施区域が位置する宇土市の令和 6 年の世帯数は 14,155 世帯、人口は 35,340 人である。

熊本県及び関係市の令和 2 年から令和 6 年にかけての人口は減少傾向にあるが、世帯数は増加傾向にある。

表 3.2-1 人口・世帯数の推移

項目	年次	関係市			熊本県
		宇土市	熊本市	宇城市	
世帯数(世帯)	R2	13,499	326,920	21,535	719,154
	R3	13,615	330,000	21,680	723,607
	R4	13,757	334,137	21,913	730,203
	R5	14,022	338,474	21,975	736,914
	R6	14,155	342,575	22,158	743,299
人口(人)	R2	36,122	738,865	57,032	1,738,301
	R3	35,852	738,185	56,681	1,727,902
	R4	35,689	737,850	56,236	1,717,766
	R5	35,603	738,020	56,236	1,707,747
	R6	35,340	737,409	55,106	1,696,144

注) 各年 10 月 1 日時点の値を示す。

出典：「熊本県の人口と世帯数(年報)」(熊本県 HP、各年)

(<https://www.pref.kumamoto.jp/site/jinko/list378-1357.html>) (令和 7 年 5 月取得)

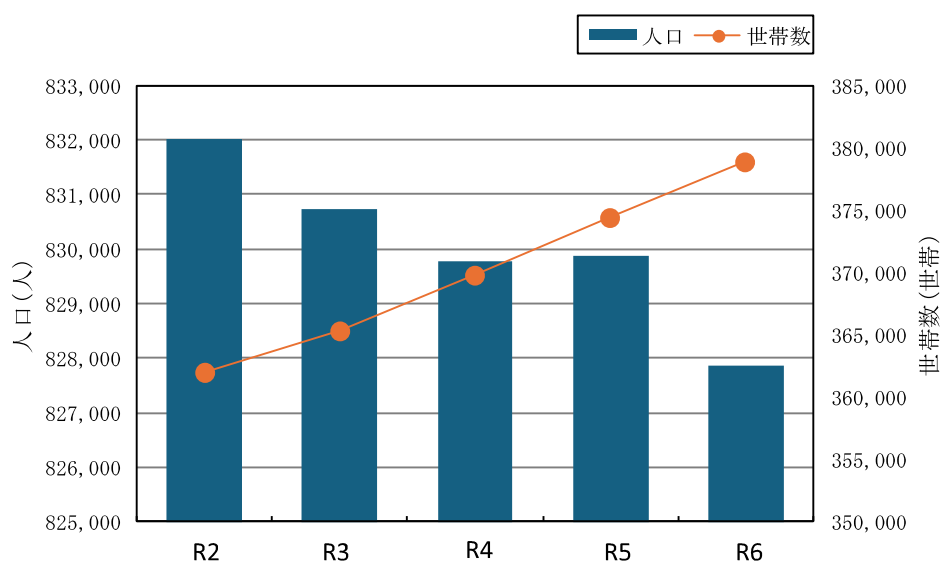


図 3.2-1 関係市における人口・世帯数の推移

注 1) 人口・世帯数の値は関係市の合計値を示す。

注 2) 各年 10 月 1 日時点の値を示す。

出典：「熊本県の人口と世帯数(年報)」(熊本県 HP、各年)

(<https://www.pref.kumamoto.jp/site/jinko/list378-1357.html>) (令和 7 年 5 月取得)

2) 産業の状況

(1) 産業構造

熊本県及び関係市における産業別就業者数を表 3.2-2 に示す。

宇土市の就業者総数は 16,077 人であり、第 3 次産業の就業者が最も多く、次いで第 2 次産業、第 1 次産業の順になっている。

関係市の就業者総数は熊本市で 342,732 人、宇城市で 27,418 人であり、産業別の就業者数は宇土市と同様の傾向がみられる。

表 3.2-2 産業別就業者数(令和 2 年)

分類		関係市			熊本県
		宇土市	熊本市	宇城市	
第 1 次産業	農業	1,010	10,158	4,066	65,575
	林業	13	252	19	2,398
	漁業	242	584	62	3,795
第 2 次産業	鉱業, 採石業, 砂利採取業	5	20	4	330
	建設業	1,378	25,738	2,320	66,649
	製造業	2,190	30,084	3,682	102,986
第 3 次産業	電気・ガス・熱供給・水道業	87	1,470	86	3,232
	情報通信業	139	7,028	175	9,908
	運輸業, 郵便業	835	12,765	1,371	31,966
	卸売業, 小売業	2,700	56,785	3,785	120,546
	金融業, 保険業	223	9,281	299	15,288
	不動産業, 物品賃貸業	190	8,253	231	12,585
	学術研究, 専門・技術サービス業	390	12,036	533	20,488
	宿泊業, 飲食サービス業	602	20,179	948	42,226
	生活関連サービス業, 娯楽業	570	12,315	898	28,641
	教育, 学習支援業	723	20,268	1,235	39,550
	医療, 福祉	2,649	58,542	4,780	141,943
	複合サービス事業	189	3,328	334	10,095
	サービス業(他に分類されないもの)	798	23,554	1,347	47,687
	公務(他に分類されるものを除く)	598	18,225	995	36,696
分類不能の産業		546	11,867	248	16,675
総数		16,077	342,732	27,418	819,259

出典：「国勢調査/令和 2 年国勢調査/就業状態基本集計」（総務省）(令和 7 年 5 月取得)

(2) 農業

熊本県及び関係市における総農家数を表 3.2-3 に、経営耕地のある経営体数及び経営耕地面積を表 3.2-4 に示す。

宇土市の農家数は 923 戸、経営耕地面積は 1,074ha であり、関係市のうちで農家数及び経営耕地面積とも最も少なくなっている。

表 3.2-3 総農家数(令和 2 年)

単位：戸

分類	関係市			熊本県
	宇土市	熊本市	宇城市	
総農家数	923	5,219	2,314	47,879
販売農家	583	3,963	1,810	32,529
自給的農家	340	1,256	504	15,350

出典：「2020 農林業センサス確報第 1 巻 都道府県別統計書(熊本県)」(農林水産省)(令和 7 年 5 月取得)

表 3.2-4 経営耕地のある経営体数及び経営耕地面積(令和 2 年)

分類		関係市			熊本県
		宇土市	熊本市	宇城市	
田	経営体数(経営体)	541	2,981	1,225	27,799
	面積(ha)	913	5,700	2,323	52,149
畑 (樹園地を除く)	経営体数(経営体)	95	1,452	636	14,391
	面積(ha)	27	1,248	408	17,425
樹園地	経営体数(経営体)	132	702	821	7,916
	面積(ha)	133	1,456	1,049	8,095
牧草専用地	経営体数(経営体)	2	35	13	1,155
	面積(ha)	1	89	22	4,540
計	経営体数(経営体)	770	5,170	2,695	51,261
	面積(ha)	1,074	8,493	3,802	82,209

出典：「2020 農林業センサス確報第 1 巻 都道府県別統計書(熊本県)」(農林水産省)(令和 7 年 5 月取得)

(3) 漁業

① 経営体数

熊本県及び関係市における漁業種類別経営体数を表 3.2-5 に、経営体階層別経営体数を表 3.2-6 に示す。

漁業種類別経営体数は、宇土市及び熊本市では採貝・採藻及び海面養殖業が多くなっているが、宇城市では刺網及びその他釣が多くなっている。

経営体階層別経営体数は、宇土市及び熊本市で海面養殖（のり養殖）が多くなっているが、宇城市で漁船使用（動力船 1～3t）が多くなっている。

表 3.2-5 主とする漁業種類別経営体数(平成 30 年度)

単位：経営体

項目	関係市			熊本県
	宇土市	熊本市	宇城市	
底引き網	x	x	5	82
船びき網	x	6	—	77
まき網	x	x	—	12
刺網	x	31	18	351
大型定置網	x	—	0	2
小型定置網	x	x	6	70
はえ網	x	x	7	135
いか釣	x	x	—	23
その他釣	x	x	21	670
採貝・採藻	74	146	2	471
その他の漁業	x	7	10	434
海面養殖業	32	153	3	502
総数	185	367	76	2,829

注) —：該当事実のないものまたは皆無のもの

x：数値が秘匿されているもの

出典：「令和 5 年(2023 年)統計年鑑」(熊本県 HP、令和 6 年(2024 年)10 月)(令和 7 年 5 月取得)

表 3.2-6 経営体層別経営体数(平成 30 年度)

単位：経営体

項目			関係市			熊本県
			宇土市	熊本市	宇城市	
漁船非使用			24	69	3	230
漁船使用	無動力		x	x	0	1
	船外機付		49	82	6	432
	動力船 (t)	1 未満	x	x	2	68
		1～3	x	x	36	573
		3～5	1	36	10	653
		5～10	x	3	5	199
		10～30	x	x	1	93
		30～100	x	x	0	6
		100 以上	x	x	0	x
定置網		x	x	6	72	
地引き網		…	…	…	…	
海面養殖	ぶり類養殖		x	x	0	13
	まだい類養殖		x	x	0	28
	かき類養殖		x	x	1	8
	わかめ類養殖		x	x	0	25
	のり類養殖		32	153	1	336
	真珠類養殖		x	x	0	15
	その他の養殖		x	x	1	77
総計			185	367	76	2, 829

注)ー：該当事実のないものまたは皆無のもの

…：事実不詳、または資料のないもの

x：数値が秘匿されているもの

出典：「令和 5 年(2023 年)統計年鑑」(熊本県 HP、令和 6 年(2024 年)10 月)(令和 7 年 5 月取得)

② 漁船

対象事業実施区域周辺における漁港の位置を図 3.2-2 に、各漁港の海水動力漁船数を表 3.2-7 に示す。

対象事業実施区域周辺には、第 1 種漁港が 2 港、第 2 種漁港が 2 港あり、対象事業実施区域は住吉漁港区域に位置している。

各漁港の海水動力漁船数は 100～200 隻であり、海水動力漁船の大半は 5t 未満である。

表 3.2-7 海水動力漁船数(令和 5 年)

自治体名	漁港名	種別	漁港指定 年月日	区域変更 年月日	漁業 共同組合	総数 (隻)	海水動力漁船数				
							階層(t)				
							0～0.9	1～2.9	3～4.9	5～9	10～14
宇土市	住吉	2	S27.5.7	S35.3.12	住吉	188	43	110	33	2	－
	長浜	2	S27.5.7	S61.6.6	網田	187	43	86	58	－	－
熊本市	海路口	1	S27.5.7	R3.6.1	海路口	105	17	51	35	2	－
	天明	1	S38.2.14	H25.2.20	川口	160	19	111	28	1	1

出典：「熊本県の水産(令和 6 年(2024 年)発行版)」(熊本県、令和 6 年(2024 年))

「漁港一覧」(水産庁)

(https://www.jfa.maff.go.jp/j/gyoko_gyozyo/g_zyoho_bako/gyoko_itiran/sub81.html)

(令和 7 年 6 月取得)

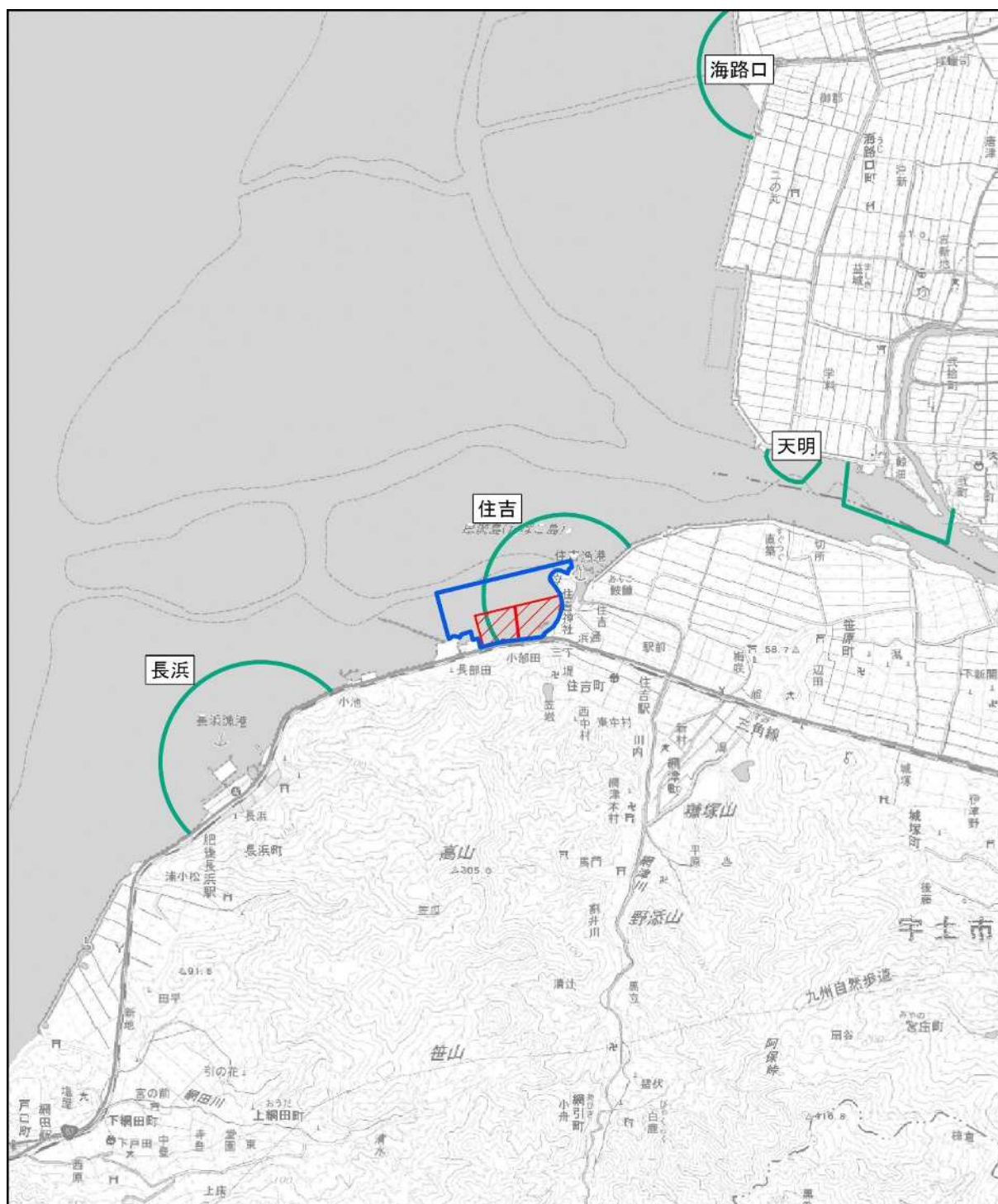


図3.2-2 対象事業実施区域及びその周辺における漁港位置図

凡例

— 漁港区域

埋立区域

対象事業実施区域

出典:「国土数値情報(漁港データ)」(国土交通省)
<https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-C09.html>
 (令和7年4月24日取得)
 ※電子地形図50000(国土地理院)を加工して作成



③ 漁獲量

熊本県及び関係市における魚種別漁獲量を表 3.2-8 に示す。

漁獲量は、宇土市で 151t、熊本市で 179t、宇城市で 164t である。魚種別漁獲量は、宇土市と熊本市では貝類（あさり類）の占める割合が大きく、特に宇土市の漁獲量の大半は貝類である。

表 3.2-8(1) 魚種別漁獲量(平成 30 年)

単位：t

項目			関係市			熊本県
			宇土市	熊本市	宇城市	
魚類	まぐろ類		—	—	—	10
	かじき類		—	—	—	4
	かつお類		—	—	—	337
	さめ類		—	0	—	7
	さけ・ます類		—	—	—	0
	このしろ		—	3	61	838
	にしん		—	—	—	0
	いわし類		—	—	—	7,956
	あじ類		—	—	0	387
	さば類		—	—	—	349
	さんま		—	—	—	0
	ぶり類		—	—	—	387
	ひらめ・ かれい類	ひらめ	—	1	4	151
		かれい類	0	13	2	84
		計	0	14	6	236
	たら類		—	—	—	…
	ほっけ		—	—	—	…
	きちじ		—	—	—	…
	はたはた		—	—	—	…
	にぎす類		—	—	—	…
	あなご類		—	—	0	3
	たちうお		—	—	5	496
	たい類	まだい	—	0	29	658
		ちだい・きだい	—	—	—	95
		くろだい・へだい	—	2	6	77
		計	—	2	35	833
	いさき		—	—	—	86
	さわら類		—	0	—	117
	すずき類		—	—	13	142
	いかなご		—	—	—	…
	あまだい類		—	—	—	4
	ふぐ類		—	x	0	64
	その他の魚類		—	x	15	2,650
	漁獲量小計		0	19	135	14,967

表 3.2-8(2) 魚種別漁獲量(平成 30 年)

単位: t

項目		関係市			熊本県
		宇土市	熊本市	宇城市	
えび類	いせえび	—	—	—	7
	くるまえび	2	4	0	19
	その他のえび類	—	14	10	277
	計	2	19	10	304
かに類	ずわいがに	—	—	—	…
	べにずわいがに	—	—	—	…
	がざみ類	—	3	5	79
	その他のかに類	—	—	1	9
	計	—	3	6	86
おきあみ類		—	—	—	…
貝類	あわび類	—	—	—	4
	さざえ	—	—	—	2
	あさり類	129	112	x	526
	ほたてがい	—	—	—	…
	その他の貝類	19	23	0	75
	計	147	135	x	608
いか類	するめいか	—	—	—	20
	あかいか	—	—	—	0
	その他のいか類	2	3	2	215
	計	2	3	2	235
たこ類		—	0	10	517
うに類		—	—	—	162
海産哺乳類		—	—	—	…
その他の水産動物類		—	0	1	58
海藻類	こんぶ類	—	—	x	0
	その他の海藻類	—	—	—	1,101
	計	—	—	x	1,101
漁獲量小計		151	160	29	
漁獲量合計		151	179	164	18,053

注) —: 該当事実のないものまたは皆無のもの

…: 事実不詳、または資料のないもの

x: 数値が秘匿されているもの

出典: 「海面漁業生産統計調査/市町村別データ 平成 30 年産市町村別データ」(農林水産省、令和 2 年 3 月)
(令和 7 年 6 月取得)

(4) 工業

熊本県及び関係市における製造業の事業所数、従業者数、製造品出荷額等を表 3.2-9 に示す。

宇土市の事業所数は 47 事業所、従業者数は 2,400 人、製造品出荷額は 11,229,469 万円であり、関係市のうち事業所数、従業者数、製造品出荷額とも最も少なくなっている。

表 3.2-9 事業所数、従業員数、製造品出荷額等(令和 3 年)

自治体名		事業所数			従業者数 (人)	製造品出荷額等 (万円)
		内従業者数		計		
		10～299 人	300 人以上			
関係市	宇土市	39	—	47	2,400	11,229,469
	熊本市	231	4	414	15,752	43,040,536
	宇城市	58	2	84	4,388	15,107,841
熊本県		1,172	44	1,866	89,466	281,954,735

注)－：該当数値なし

出典：「令和 3 年度経済センサス-活動調査 製造業(地域別統計表データ)市区町村別統計表」
(総務省、令和 5 年 12 月)(令和 7 年 6 月取得)

(5) 商業

熊本県及び関係市における商店数、従業員数、売り場面積及び年間商品販売額を表 3.2-10 に示す。

宇土市の商店数は 306 店、従業員数は 2,612 人、売り場面積は 75,657m²、年間商品販売額は 83,756 百万円である。関係市のうち商店数、従業員数、売り場面積は最も少ないが、年間商品販売額は熊本市に次いで多くなっている。

表 3.2-10 商店数、従業員数、売り場面積及び年間商品販売額(令和 3 年)

自治体名		商店数(店)			従業員数 (人)	売り場面積 (m ²)	年間商品販売額 (百万円)
		卸売業	小売業	合計			
関係市	宇土市	49	257	306	2,612	75,657	83,756
	熊本市	1,744	4,435	6,179	57,021	829,109	2,326,270
	宇城市	92	452	544	3,591	90,520	83,694
熊本県		3,564	12,495	16,059	122,004	2,203,312	4,157,893

出典：「令和 5 年(2023 年)統計年鑑」(熊本県 HP、令和 6 年(2024 年)10 月)(令和 7 年 6 月取得)

3.2.2 土地利用の状況

1) 土地利用の状況

熊本県及び関係市における地目別土地面積を表 3.2-11 に示す。

地目別土地面積は、宇土市及び宇城市では山林の占める割合が最も高くなっているが、熊本市では田及び宅地の占める割合が高くなっている。

対象事業実施区域の東側は宅地、田、畑であるが、対象事業実施区域の南側は宅地と山林である。

表 3.2-11 地目別土地面積(令和 3 年)

自治体名	関係市						熊本県	
	宇土市		熊本市		宇城市			
項目	面積 (㎡)	構成比 (%)	面積 (㎡)	構成比 (%)	面積 (㎡)	構成比 (%)	面積 (㎡)	構成比 (%)
田	13,536,418	23.85	78,073,789	29.64	33,711,194.00	22.23	688,655,843	17.47
畑	8,924,826	15.72	48,337,608	18.35	39,499,338.00	26.04	564,873,890	14.33
宅地	7,658,491	13.49	81,133,410	30.80	14,871,960.00	9.80	340,257,171	8.63
鉱泉地	0	0.00	496	0.00	1.00	0.00	3,978	0.00
池沼	53,922	0.09	123,005	0.05	283,555.00	0.19	3,459,739	0.09
山林	24,415,459	43.01	38,655,544	14.68	56,203,550.00	37.05	2,019,419,403	51.23
牧場	0	0.00	0	0.00	0.00	0.00	4,749,696	0.12
原野	386,715	0.68	326,502	0.12	386,715.00	0.25	201,369,278	5.11
雑種地	1,789,015	3.15	16,716,476	6.35	1,789,015.00	1.18	118,734,706	3.01
総数	56,764,846	100.0	263,366,830	100.0	151,677,539.00	100.0	3,941,523,704	100.0

注 1) 構成比：総数に対する各地目の構成比

構成比は小数点以下第 3 位を四捨五入しているため、合計は必ずしも 100 とはならない。

出典：「令和 5 年(2023 年)統計年鑑」(熊本県 HP、令和 6 年(2024 年)10 月)(令和 7 年 6 月取得)

2) 用途地域の指定の状況

熊本県及び関係市における都市計画区域等の指定状況を表 3.2-12 に示す。
対象事業実施区域周辺は用途地域に指定されていない。

表 3.2-12 都市計画区域等の指定状況

分類		宇土市	熊本市	宇城市	熊本県
都市計画区域 (ha)		1,832	35,433	3,439	147,403
市街化区域 (ha)		0	10,795	0	12,696
市街化調整区域 (ha)		0	24,638	0	40,033
用途 地域	第1種低層住居専用地域 (ha)	36	1,068	55	2,497
	第2種低層住居専用地域 (ha)	0	107	59	784
	第1種中高層住居専用地域 (ha)	135	2,562	85	4,969
	第2種中高層住居専用地域 (ha)	0	2,484	4	3,420
	第1種住居地域 (ha)	65	1,244	120	3,480
	第2種住居地域 (ha)	16	641	33	1,352
	準住居地域 (ha)	5	224	6	561
	田園住居地域 (ha)	0	0	0	0
	近隣商業地域 (ha)	47	542	11	1,123
	商業地域 (ha)	24	392	19	893
	準工業地域 (ha)	62	1,175	27	2,095
	工業地域 (ha)	77	357	52	1,219
	工業専用地域 (ha)	38	0	0	1,249
	計 (ha)	505	10,796	471	23,641

出典：「令和4年都市計画現況調査」（国土交通省）

(https://www.mlit.go.jp/toshi/tosiko/toshi_tosiko_tk_000184.html) (令和7年6月取得)

3) 土地利用計画の状況

対象事業実施区域及びその周辺における土地利用基本計画図を図 3.2-3 に示す。

対象事業実施区域は三角大矢野海辺県立自然公園区域に含まれており、対象事業実施区域に隣接する住吉自然公園は同自然公園の特別地域に指定されている。

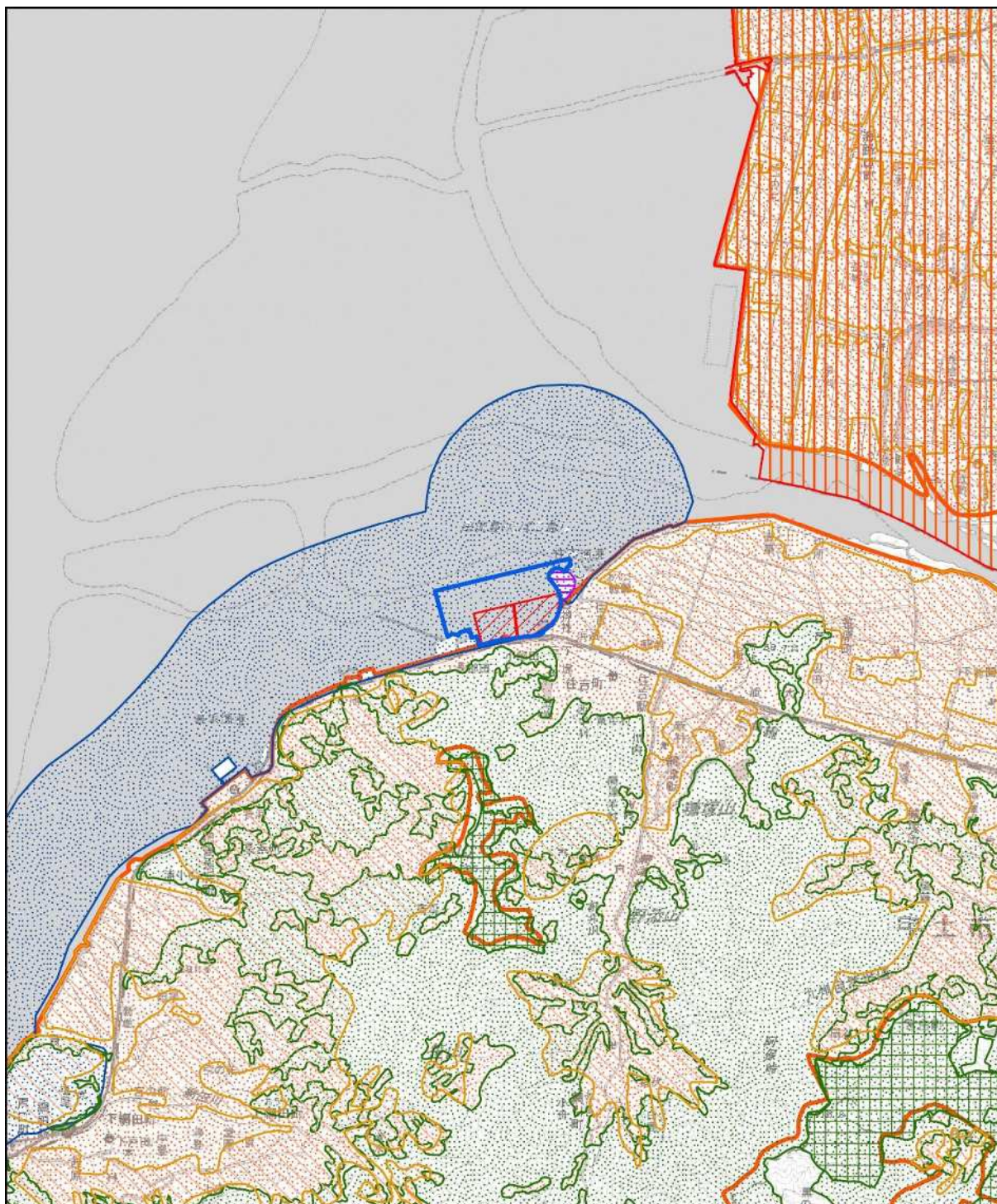


図3.2-3 対象事業実施区域及びその周辺における土地利用基本計画図

凡例

都市地域

- 都市地域
- 市街化調整区域

農業地域

- 農業地域
- 農用地区域

森林地域

- 森林地域
- 国有林

自然公園

- 自然公園区域
- 特別地域

- 埋立区域

- 対象事業実施区域

出典:「土地利用調整総合支援ネットワークシステム」
(国土交通省)
(<https://lucky.tochi.mlit.go.jp/>)をもとに作成

※電子地形図50000(国土地理院)を加工して作成



3.2.3 地歴の状況(土地利用の経緯)

対象事業実施区域及びその周辺における空中写真を図 3.2-4 に示す。

昭和 37 年の空中写真では、対象事業実施区域及びその周辺において埋立地は確認されないが、昭和 51 年の空中写真では、住吉自然公園の北東側及び対象事業実施区域の西側で漁港のようなものが確認され、その後、平成 20 年及び平成 28 年の空中写真では、住吉海岸公園及び住吉漁港（長部田港）の整備が進んでいる状況が確認される。

現在、住吉自然公園の北東側は、漁具等の資材置き場や駐車場として利用されており、対象事業実施区域の西側は、住吉海岸公園、住吉漁港（長部田港）として利用されている。



昭和 37 年(1962 年)撮影



昭和 51 年(1976 年)撮影



平成 20 年(2008 年)撮影



平成 28 年(2016 年)撮影

図 3.2-4 対象事業実施区域及びその周辺における空中写真

出典：「地図・空中写真閲覧サービス」（国土地理院 HP）

(<https://service.gsi.go.jp/map-photos/>) (令和 4 年(2022 年)10 月取得)

3.2.4 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況

1) 港湾区域等の状況

対象事業実施区域及びその周辺における港湾区域の指定状況を図 3.2-5 に示す。

対象事業実施区域の北約 6 km に位置する熊本港の周辺は港湾区域に指定されている。熊本港は、熊本県が管理する重要港湾となっている。

対象事業実施区域及びその周辺は、港湾区域に指定されていない。

2) 漁業権の設定の状況

対象事業実施区域及びその周辺における漁業権の設定状況を表 3.2-13 及び図 3.2-6 に示す。

対象事業実施区域及びその周辺の海域には、共同漁業権及び区画漁業権が設定されており、対象事業実施区域は有共第 14 号、有共第 15 号、有区第 29 号、有区第 36 号に位置している。

表 3.2-13(1) 漁業権

区分	免許番号	漁業権の種類	漁業種類	面積 (ha)	免許 有効期限
共同漁業権	有共第 12 号	第一種共同漁業権	おごのり, つめたがい, にし, あかがい, さるぼう, かき, はまぐり, あさり, しおふき, まてがい, たこ, あなじゃこ, えむし, たいらぎ, おおのがい	1419.5	2023/9/1 ～ 2033/8/31
		第二種共同漁業権	ます網(雑魚), かが(いか)		
		第三種共同漁業権	雑魚地びき網漁業, ぼら餌付漁業		
	有共第 13 号	第一種共同漁業権	おごのり, つめたがい, にし, ばい, あかがい, さるぼう, かき, はまぐり, あさり, しおふき, まてがい, いそぎんちゃく, たこ, あなじゃこ, えむし, たいらぎ	704.0	
		第二種共同漁業権	ます網(雑魚)		
	有共第 14 号	第一種共同漁業権	おごのり, つめたがい, にし, ばい, うみにな, あかがい, さるぼう, かき, しじみ, はまぐり, あさり, しおふき, まてがい, いそぎんちゃく, たこ, あなじゃこ, えむし, たいらぎ, おおのがい	2065.6	
	有共第 15 号	第二種共同漁業権	ます網 2 件(雑魚), 網(あみ), かが(いか), 羽瀬(雑魚)	2499.1	
	有共第 16 号	第一種共同漁業権	おごのり, つめたがい, にし, ばい, うみにな, あかがい, さるぼう, かき, はまぐり, あさり, しおふき, まてがい, いそぎんちゃく, たこ, あなじゃこ, えむし, たいらぎ, おおのがい	98.1	
	有共第 17 号	第一種共同漁業権	おごのり, つめたがい, にし, ばい, うみにな, あかがい, さるぼう, かき, しじみ, はまぐり, あさり, しおふき, まてがい, いそぎんちゃく, たこ, あなじゃこ, えむし, たいらぎ, おおのがい, かき	126.2	
	有共第 18 号	第一種共同漁業権	おごのり, つめたがい, にし, ばい, うみにな, あかがい, さるぼう, かき, はまぐり, あさり, しおふき, まてがい, いそぎんちゃく, たこ, あなじゃこ, えむし, たいらぎ, おおのがい	154.6	
	有共第 19 号	第一種共同漁業権	おごのり, つめたがい, にし, ばい, あかがい, さるぼう, かき, はまぐり, あさり, しおふき, まてがい, いそぎんちゃく, たこ, あなじゃこ, えむし, ひじき, たいらぎ, なまこ	3292.7	
		第二種共同漁業権	ます網(雑魚), 羽瀬(雑魚), かが(いか)		
		第三種共同漁業権	ぼら餌付漁業		

出典：「海洋状況表示システム 海しる」(<https://www.msil.go.jp/msil/Htm/TopWindow.html>)
(令和 7 年 5 月取得)

表 3.2-13(2) 漁業権

区分	免許番号	漁業権の種類	漁業種類	操業/ 養殖時期	面積 (ha)	免許 有効期限
区画漁業権	有区第 15 号	第一種区画漁業	のり支柱式養殖業	9/1～4/30	85.8	2023/9/1 ～ 2028/8/31
	有区第 18 号	第一種区画漁業	のり支柱式養殖業	9/1～4/30	26.3	
	有区第 19 号	第一種区画漁業	のり支柱式養殖業	9/1～4/30	147.0	
	有区第 20 号	第一種区画漁業	のり支柱式養殖業	9/1～4/30	51.9	
	有区第 21 号	第一種区画漁業	のり支柱式養殖業	9/1～4/30	160.2	
	有区第 22 号	第一種区画漁業	のり支柱式養殖業	9/1～3.31	4.0	
	有区第 23 号	第一種区画漁業	のり支柱式養殖業	9/1～4/30	217.1	
	有区第 24 号	第一種区画漁業	のり支柱式養殖業	9/1～4/30	12.9	
	有区第 25 号	第一種区画漁業	のり支柱式養殖業	9/1～4/30	105.8	
	有区第 26 号	第一種区画漁業	のり支柱式養殖業	9/15～3/31	34.1	
	有区第 27 号	第一種区画漁業	のり支柱式養殖業	9/1～4/30	188.8	
	有区第 28 号	第一種区画漁業	のり支柱式養殖業	9/15～3/31	45.0	
	有区第 29 号	第一種区画漁業	のり支柱式養殖業	9/1～4/30	276.7	
	有区第 30 号	第一種区画漁業	のり支柱式養殖業	9/1～4/30	166.3	
	有区第 31 号	第一種区画漁業	のり支柱式養殖業	9/1～4/30	15.5	
	有区第 32 号	第一種区画漁業	のり支柱式養殖業	9/1～4/30	14.7	
	有区第 33 号	第一種区画漁業	のり支柱式養殖業	9/15～3/31	15.9	
	有区第 34 号	第一種区画漁業	のり支柱式養殖業	9/15～3/31	41.7	
	有区第 35 号	第一種区画漁業	のり支柱式養殖業	9/15～3/31	2.2	
	有区第 36 号	第一種区画漁業	のり支柱式養殖業	9/1～12/15	17.5	
	有区第 37 号	第一種区画漁業	のり支柱式養殖業	9/1～4/30	596.8	
	有区第 39 号	第一種区画漁業	のり支柱式養殖業	9/1～12/15	64.8	
	有区第 46 号	第一種区画漁業	のり浮流し養殖業	10/20～4/15	7430.2	
	有区第 72 号	第三種区画漁業	あさり・はまぐり養殖業	1/1～12/31	25.7	

出典：「海洋状況表示システム 海しる」(<https://www.msil.go.jp/msil/Htm/TopWindow.html>)
(令和 7 年 5 月取得)

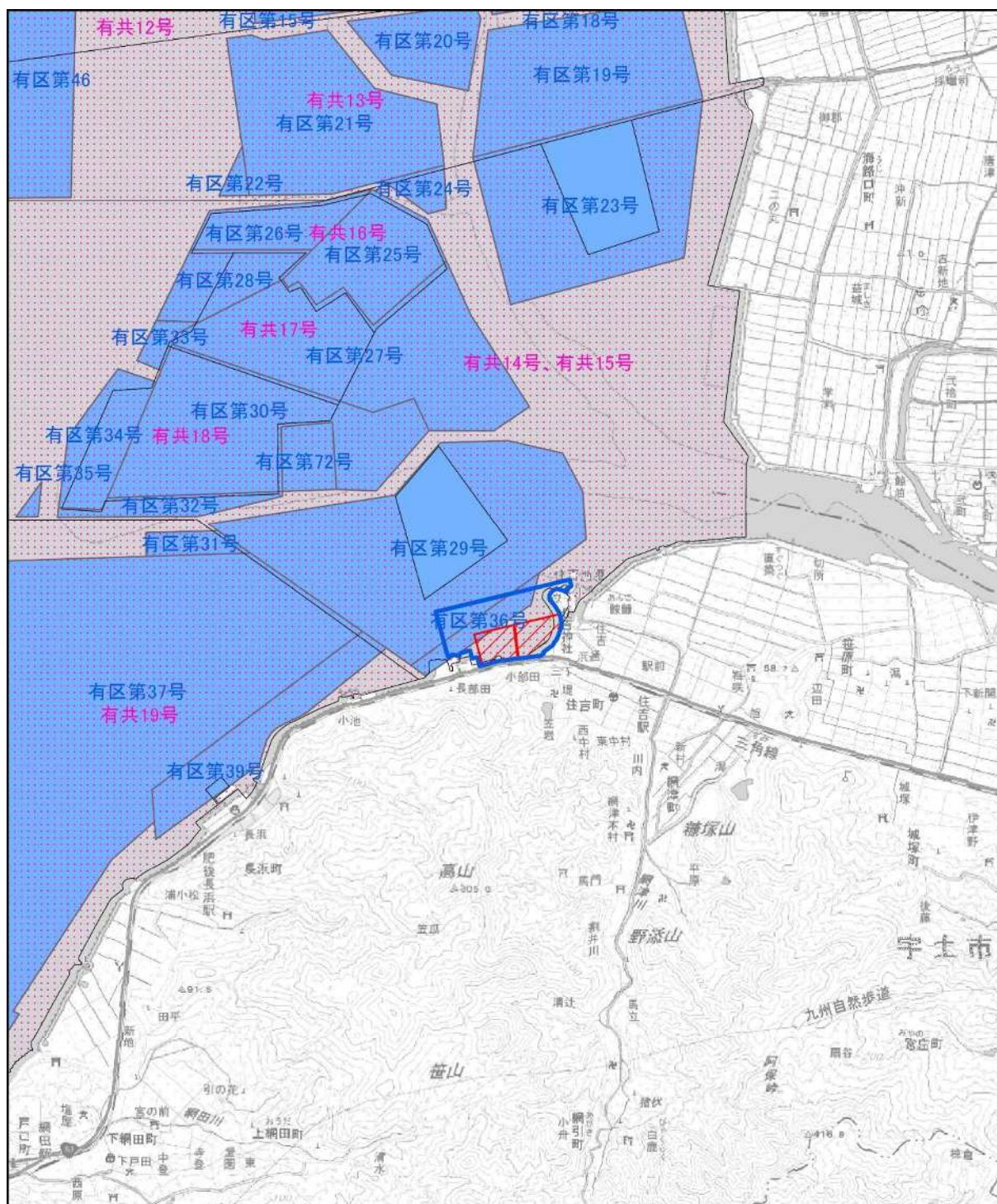


図3.2-6 対象事業実施区域及びその周辺における漁業権の設定状況図

凡例

- 区画漁業権漁場
- 共同漁業権漁場

- 埋立区域
- 対象事業実施区域

出典:「海洋状況表示システム 海しる」(<https://www.msil.go.jp/>)
「国土数値情報(港湾データ)」(国土交通省)
(<https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-C02-2014.html>)
(令和7年4月24日取得)を加工して作成
※電子地形図50000(国土地理院)を加工して作成



3) 地下水の利用の状況

熊本県及び関係市における用途別地下水採取量を表 3.2-14 に示す。

地下水採取量は、宇土市で 3,792,275m³ であり、主に水道及び工業の用途に利用されている。熊本市の地下水採取量は 103,333,667m³ であり、その大半は水道に利用されている。宇城市の地下水採取量は 2,589,502m³ であり、主に農業及び建築物に利用されている。

表 3.2-14 用途別地下水採取量

用途		関係市			熊本県
		宇土市	熊本市	宇城市	
農業	井戸数(本)	91	951	183	3,174
	採取量(m ³)	701,869	9,007,595	769,329	44,556,075
水産養殖	井戸数(本)	5	49	0	130
	採取量(m ³)	6,147	718,898	0	2,815,650
工業	井戸数(本)	31	203	23	631
	採取量(m ³)	1,027,351	7,065,897	462,025	45,603,058
建築物	井戸数(本)	22	565	27	1,275
	採取量(m ³)	168,020	7,681,349	752,815	17,100,077
水道	井戸数(本)	25	151	23	569
	採取量(m ³)	1,876,929	77,850,047	198,389	143,968,499
家庭その他	井戸数(本)	10	134	7	320
	採取量(m ³)	11,959	1,009,881	406,944	3,833,068
合計	井戸数(本)	184	2,053	263	6,099
	採取量(m ³)	3,792,275	103,333,667	2,589,502	257,876,427

出典：「熊本県内の地下水採取状況(令和5年度地下水採取量)」(熊本県 HP)

(<https://www.pref.kumamoto.jp/site/mizunokuni-kumamoto/226743.html>) (令和7年6月取得)

3.2.5 交通の状況

1) 道路の状況

(1) 道路網

対象事業実施区域周辺の主要道路網を図 3.2-7 に示す。

対象事業実施区域周辺の道路は、対象事業実施区域の南側と接している一般国道 57 号の他に主要地方道宇土不知火線などがある。

(2) 交通量

対象事業実施区域周辺の交通量を表 3.2-15 に、交通量調査区間を図 3.2-7 に示す。

対象事業実施区域の南側と接している一般国道 57 号の自動車交通量は 15,404 台/日である。

表 3.2-15 道路交通量

道路種別	路線名	交通調査 基本区間 番号	昼間 12 時間 自動車類交通量 (上下合計・台)			24 時間自動車類交通量 (上下合計・台)			昼夜率 (%)
			小型車	大型車	合計	小型車	大型車	合計	
一般国道	一般国道 57 号	43300570475	14,952	1,621	16,573	18,565	2,035	20,600	1.24
		43300570480							
		43300570490	8,761	3,433	12,194	10,907	4,497	15,404	1.26
主要地方道	宇土 不知火線	43400580010	932	38	970	1,070	55	1,125	1.16
一般県道	海路口 小島線	43602330010	1,617	376	1,993	1,969	423	2,392	1.20
		43602330020							
	天明川尻線	43602340010	1,400	58	1,458	1,645	90	1,735	1.19
	群浦網田線	43602430020	216	20	236	266	29	295	1.25

出典：「令和 3 年度全国道路・街路交通情勢調査一般交通量調査」(国土交通省)
(<https://www.mlit.go.jp/road/census/r3/>) (令和 7 年 6 月取得)

2) 鉄道の状況

対象事業実施区域周辺の鉄道網を図 3.2-7 に示す。

対象事業実施区域周辺の鉄道駅は、対象事業実施区域から東約 1 km に JR 三角線の住吉駅、同様に南西約 3 km に肥後長浜駅がある。

住吉駅及び肥後長浜駅の 1 日当たりの乗降客数を表 3.2-16 に示す。

1 日あたりの乗降客数は住吉駅で 253 人、肥後長浜駅で 76 人である。

表 3.2-16 対象事業実施区域の鉄道及び駅別乗降客数

運営会社	路線名	路線区分	駅名	駅別乗降客数 (人/日)
九州旅客鉄道	三角線	普通鉄道 JR	住吉	253
			肥後長浜	76

出典：「国土数値情報 駅別乗降客数データ」(国土交通省) (<https://nlftp.mlit.go.jp/>)
(令和 7 年 5 月取得)

3) 船舶の状況

(1) 一般船舶

熊本港の入港船舶隻数及び総トン数を表 3.2-17 に、令和元年～5 年における入港船舶隻数等の経年変化を図 3.2-8 に示す。

熊本港の入港船舶隻数は内航自航が最も多く、次いで内航商船である。外航商船は入港船舶隻数及び総トン数とも年々減少している。

熊本港の入港船舶隻数及び総トン数は、令和 3 年度まで減少していたが、令和 4 年度以降は緩やかに増加している。

表 3.2-17 熊本港の入港船舶隻数及び総トン数(令和元年～5 年)

年度	合計		外航商船		内航商船		内航自航		その他	
	隻数	総トン数(t)	隻数	総トン数(t)	隻数	総トン数(t)	隻数	総トン数(t)	隻数	総トン数(t)
R1	6,411	8,466,984	136	691,897	515	530,510	5,760	7,244,577	—	—
R2	5,568	7,459,214	102	542,679	452	445,297	5,014	6,471,238	—	—
R3	5,333	7,061,190	102	527,459	336	327,236	4,895	6,206,495	—	—
R4	5,709	7,551,729	98	506,305	408	386,464	5,203	6,658,960	—	—
R5	5,812	7,704,264	92	479,414	397	411,165	5,321	6,813,647	2	38

出典：「港湾統計(年報)平成 31 年～令和 5 年(2019 年～2023 年)」(国土交通省)
(<https://www.e-stat.go.jp/>) (令和 7 年 6 月取得)

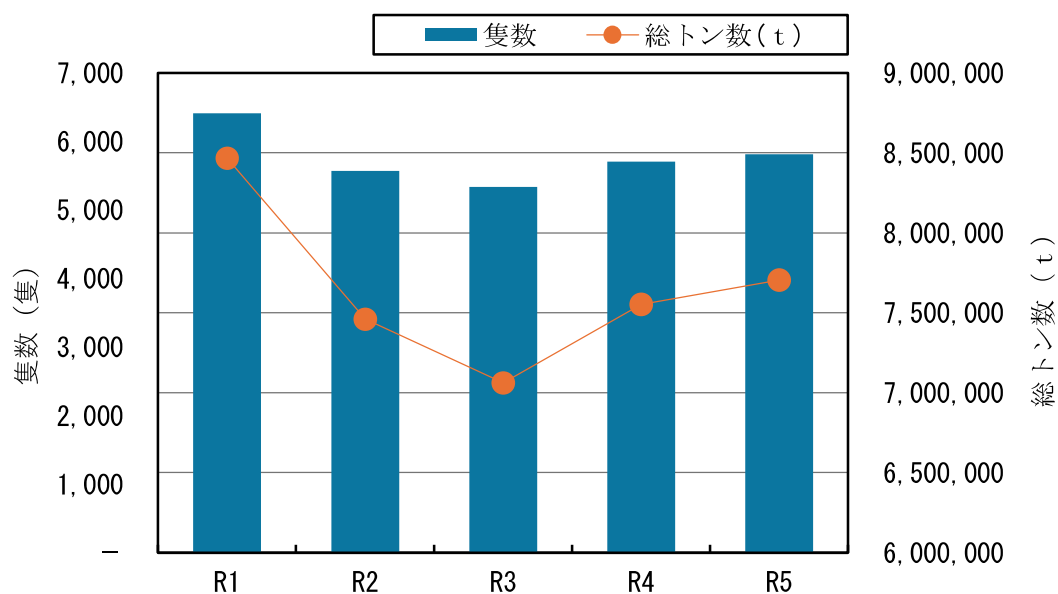


図 3.2-8 熊本港の入港船舶隻数及び総トン数の経年変化

出典：「港湾統計(年報)平成 31 年～令和 5 年(2019 年～2023 年)」(国土交通省)
(<https://www.e-stat.go.jp/>)

(2) 定期航路

熊本港の国内旅客船の定期航路を表 3.2-18 に、国際コンテナ船の定期航路を表 3.2-19 に、船舶乗降人数の推移を表 3.2-20 及び図 3.2-9 に示す。

国内旅客船は、熊本港と島原港（長崎県島原市）を結ぶ定期航路が開設されている。

国際コンテナ船は、熊本港と韓国（釜山）を結ぶ定期航路が開設されており、国際フィーダーコンテナ船は、熊本港と神戸港を結ぶ定期航路が開設されている。

船舶乗降人数は、令和 3 年度まで減少していたが、令和 4 年度以降は増加している。

なお、熊本港と島原港を結ぶ定期航路は対象事業実施区域の北約 6 km を東西に走っている（図 3.2-10 参照）。

表 3.2-18 熊本港の国内旅客船の定期航路(令和 7 年 6 月時点)

航路	名称	運行数	
熊本港 ～ 島原港	熊本フェリー	熊本港発	1 日 7 便(4～12 月の土日祝日は 8 便)
		島原発	
	九商フェリー	熊本港発	1 日 9 便(4～12 月の土日祝日は 10 便)※
		島原発	

注 1) ※ドックダイヤでの運行がある。

注 2) ドックダイヤとは、通常のダイヤと違い一部寄港しない便や発着時間の変更があるダイヤである。

出典：「熊本フェリー(時刻・運賃表)」(熊本フェリー株式会社 HP)

(<https://www.kumamotoferry.co.jp/timefare/>) (令和 7 年 6 月利用)

「九商フェリー(時刻)」(熊本フェリー株式会社 HP) (<https://www.kyusho-ferry.co.jp/diagram/>)

(令和 7 年 6 月取得)

表 3.2-19 熊本港の国際コンテナ船の定期航路(令和 6 年)

コンテナの種類	運航会社	航路	運航日程
国際コンテナ	韓国 長錦商船株式会社	熊本→薩摩川内→八代→伊万里→釜山 →釜山新港→志布志→長崎→熊本	火曜
	韓国 高麗海運株式会社	熊本→八代→薩摩川内→釜山→長崎→ 熊本	火曜
		熊本→伊万里→志布志→細島→釜山→ 長崎→熊本	木曜※
国際フィーダー コンテナ	国内 OOCL	神戸→熊本→神戸	土曜

注) ※：「木曜運航」は令和 7 年現在休止中である。

出典：「熊本港パンフレット」(熊本港ポートセールス協議会、令和 6 年(2024 年)5 月)(令和 7 年 6 月取得)

表 3.2-20 熊本港の船舶乗降人数

年度	合計(人)	乗込人員(人)	上陸人員(人)
R1	772,918	385,957	386,961
R2	407,522	203,238	204,284
R3	310,146	154,460	155,686
R4	477,469	245,588	231,881
R5	649,408	327,199	322,209

出典：「港湾調査・船舶乗降人数表」（国土交通省）(<https://www.e-stat.go.jp/>)
(令和7年6月取得)

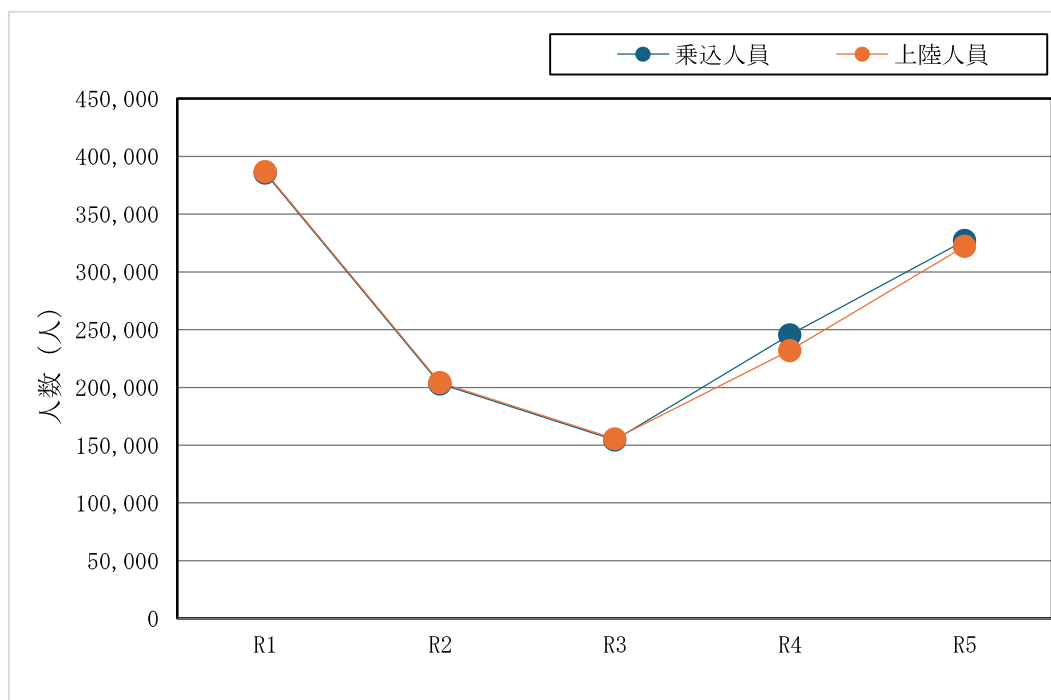


図 3.2-9 熊本港の船舶乗降人員の推移

出典：「湾口調査 船舶乗降人数表」（国土交通省、令和元年度～令和5年度(2019～2023)）
(<https://www.e-stat.go.jp/>) (令和7年6月取得)

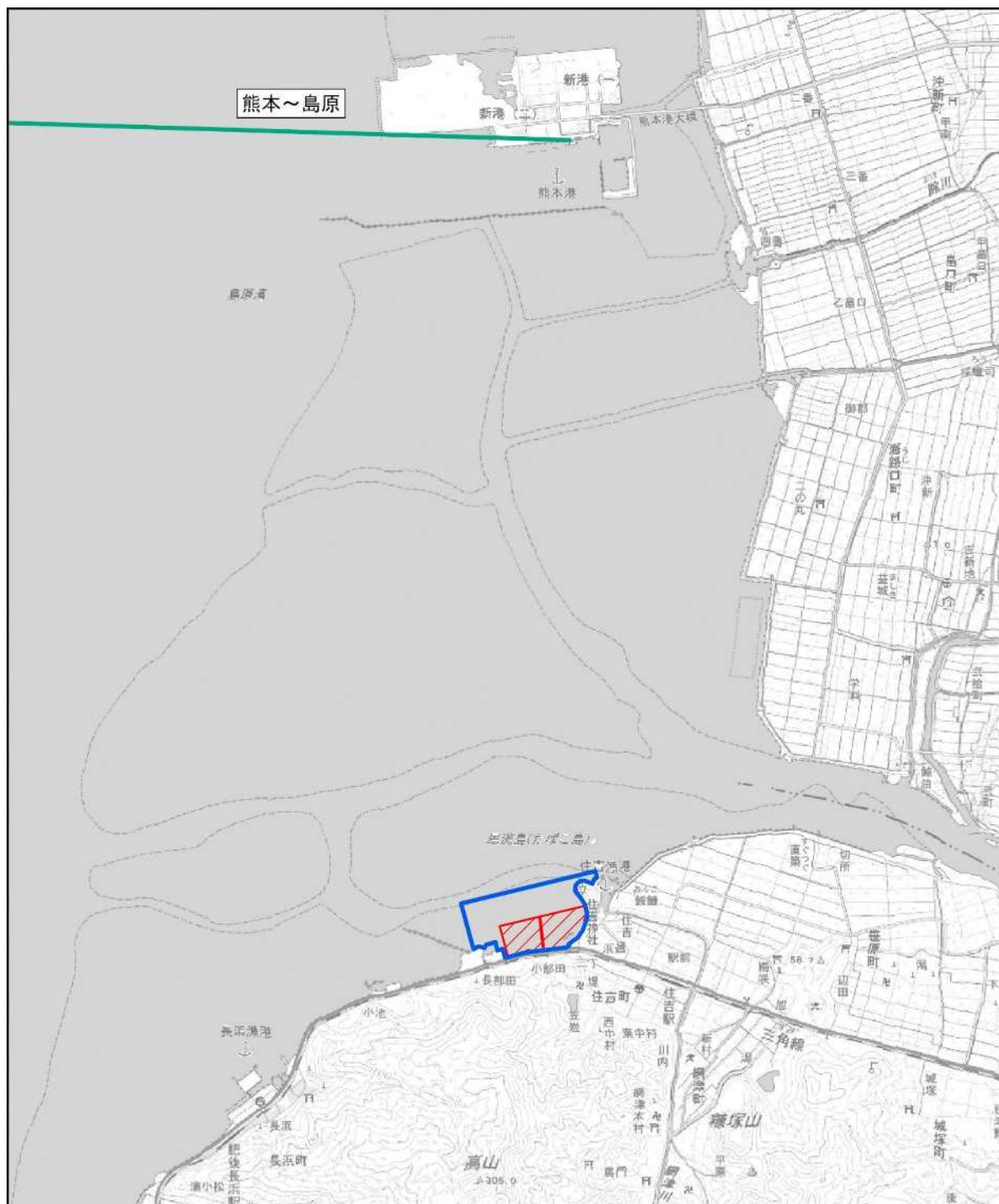


図3.2-10 対象事業実施区域及びその周辺における定期航路の位置図

凡例

— 定期航路

 埋立区域

 対象事業実施区域

出典:「国土数値情報(定期旅客航路データ)」(国土交通省)
<https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-N09.html>
 (令和7年4月24日取得)
 ※電子地形図50000(国土地理院)を加工して作成



3.2.6 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況

1) 学校、病院等の配置の状況

対象事業実施区域周辺の学校、病院等の施設を表 3.2-21 に、それらの位置を図 3.2-11 に示す。

対象事業実施区域に最も近接している施設は、対象事業実施区域の東約 600m の「小規模多機能型居宅介護事業所 あじさい」である。

表 3.2-21 保全対象施設一覧

No.	区分	名称	住所
1	保育園	網津保育園	宇土市網津町 2082-3
2	小学校	網津小学校	宇土市網津町 2082-3
3	福祉施設	小規模多機能型居宅介護 あじさい	宇土市住吉町 2236-1

注)表中の番号は図 3.2-11 に対応している。

出典：「市内認可保育所等一覧」(宇土市 HP)(令和 7 年 6 月閲覧)

「市内小中学校一覧」(宇土市 HP)(令和 7 年 6 月閲覧)

「医療機関・介護保険サービス」(宇土市 HP)(令和 7 年 6 月閲覧)

2) 住宅の配置の概況

対象事業実施区域周辺の住宅等の配置を図 3.2-12 に示す。

対象事業実施区域の東側及び南側には、対象事業実施区域に近接して住居等が立地している。

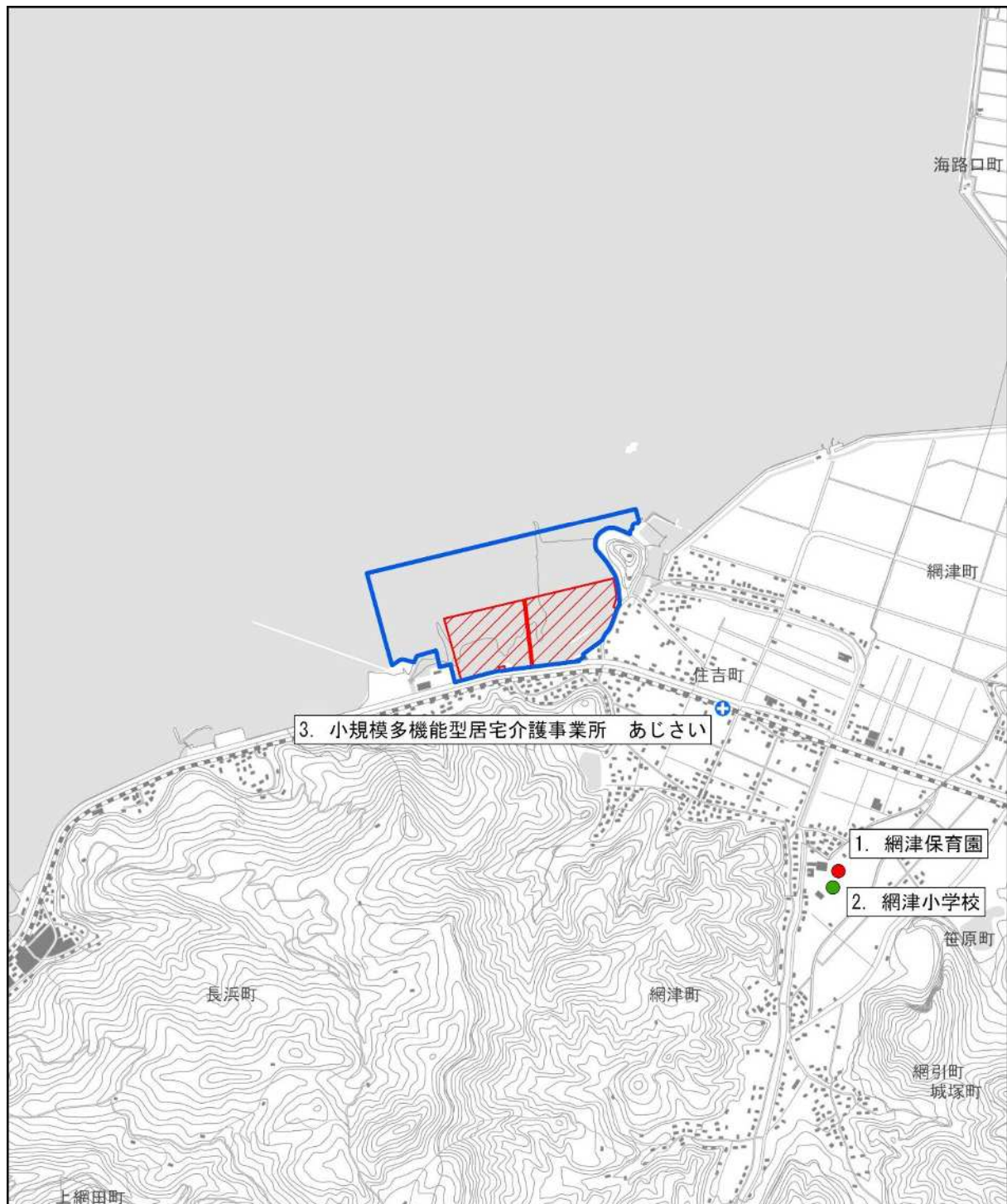
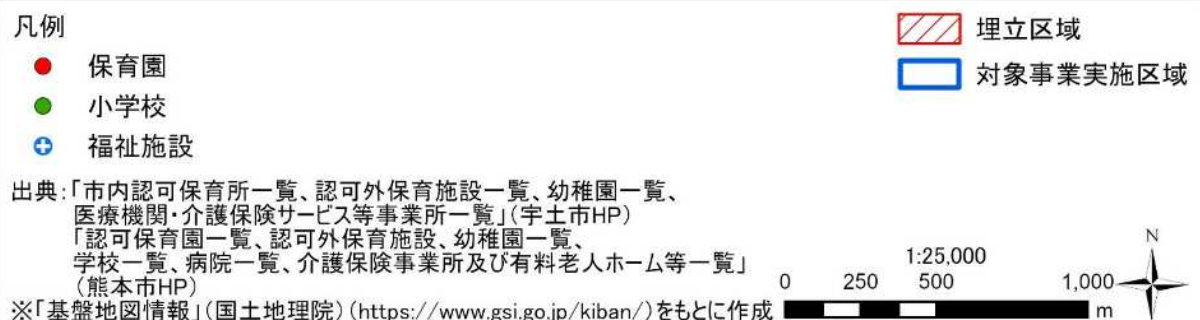


図3.2-11 対象事業実施区域及びその周辺における保全対象施設の位置図



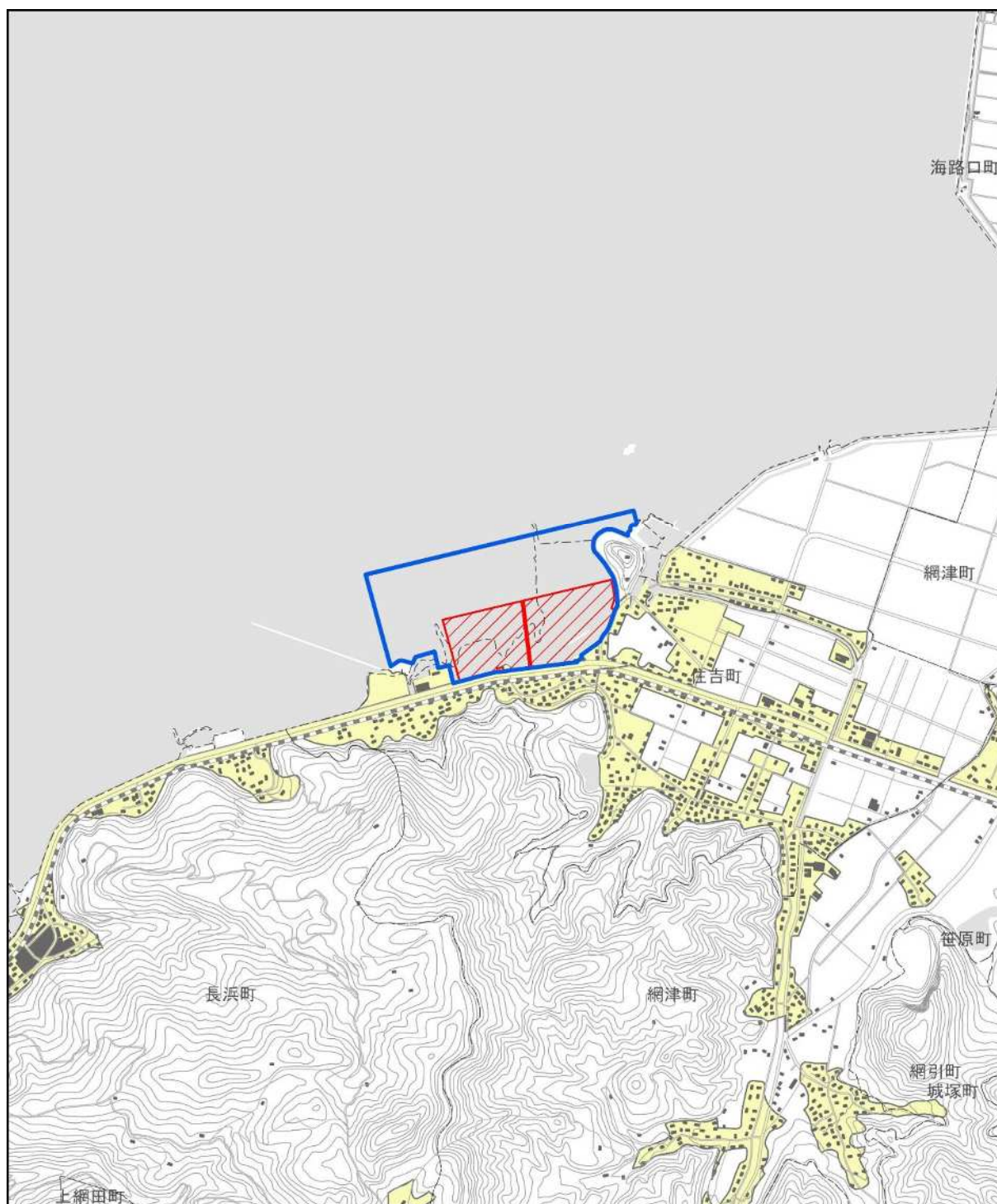


図3.2-12 対象事業実施区域及びその周辺における住宅等の配置図



出典:「第6回・第7回自然環境保全基礎調査植生調査」(環境省生物多様性センター)
<http://gis.biodic.go.jp/webgis/sc-002.html#webgis/493005>
 ※「基盤地図情報」(国土地理院) (<https://www.gsi.go.jp/kiban/>) をもとに作成



3.2.7 下水道、し尿処理施設及びごみ処理施設の整備の状況

1) 下水道の整備の状況

熊本県及び関係市における汚水処理人口普及状況を表 3.2-22 に示す。

汚水処理人口普及率は宇土市で 85.3%、熊本市で 98.0%、宇城市で 84.6%であり、下水道整備率は宇土市で 77.4%、熊本市で 91.0%、宇城市で 51.6%である。

表 3.2-22 汚水処理人口普及状況(令和 5 年度)

項目		関係市			熊本県
		宇土市	熊本市	宇城市	
住民基本台帳人口(人)		36,270	729,326	56,579	1,719,424
汚水処理人口(人)		30,926	714,907	47,877	1,546,354
汚水処理人口普及率(%)		85.3	98.0	84.6	89.9
下水道	下水道処理人口(人)	28,075	663,956	29,184	1,221,545
	下水道整備率(%)	77.4	91.0	51.6	71.0
農業集落排水施設等	農耕等整備人口(人)	398	3,825	5,543	63,447
	農耕等整備率(%)	1.1	0.5	9.8	3.7
合併処理浄化槽等	住宅用途合併処理浄化槽設置済人口(人)	2,453	47,126	13,150	260,968
	浄化槽人口普及率(%)	6.8	6.5	23.2	15.2
コミプラ※	コミプラ処理人口(人)	0	0	0	394
	コミプラ処理人口普及率(%)	0.0	0.0	0.0	0.0

注)※「コミプラ」とは、「コミュニティプラント」の略称である。

出典：「熊本県の汚水処理人口普及状況(令和 5 年度末)」(熊本県、令和 6 年(2024 年))

(<https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/104/212941.html>)(令和 7 年 6 月取得)

2) 上水道の整備の状況

熊本県及び関係市における水道普及率を表 3.2-23 に示す。

水道普及率は宇土市で 89.9%、熊本市で 97.0%、宇城市で 81.0%であり、各市とも上水道が最も普及している。

表 3.2-23 水道普及状況（令和 5 年度）

項目			関係市			熊本県
			宇土市	熊本市	宇城市	
行政区域内総人口(人)			35,641	736,245	55,810	1,709,733
上水道	計画給水人口(人)		30,600	719,000	41,920	1,576,699
	現在給水人口(人)		31,016	712,066	35,393	1,439,081
簡易水道	公営	計画給水人口(人)	—	—	12,200	101,131
		現在給水人口(人)	—	—	7,337	66,248
	私営	計画給水人口(人)	150	—	2,500	11,067
		現在給水人口(人)	115	—	2,370	8,024
専用水道	自己水源	確認自給水人口(人)	1,590	1,919	85	36,397
		現在給水人口(人)	919	1,726	100	16,616
	自己水源以外	確認時給水人口(人)	—	0	1,332	10,329
		現在給水人口(人)	—	550	1,482	4,707
合計		計画給水人口(人)	32,340	720,919	56,705	17,252,940
		現在給水人口(人)	32,050	713,792	45,200	1,529,969
普及率(%)			89.9	97.0	81.0	89.5

出典：「熊本県の水道(令和 5 年 3 月 31 日現在)」(熊本県、令和 6 年(2024 年))
(<https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/51/220285.html>) (令和 7 年 6 月取得)

3) し尿処理施設の状況

対象事業実施区域周辺のし尿処理施設の状況を表 3.2-24 に、位置を図 3.2-13 に示す。

対象事業実施区域周辺のし尿処理施設として、対象事業実施区域の東 6.5 km に「環境再生センターKIREKA」がある。

熊本県及び関係市における令和 5 年度のし尿処理状況を表 3.2-25 に示す。

し尿収集量は宇土市で 6,309kl、熊本市で 56,044kl、宇城市で 23,666kl であり、各市とも浄化槽汚泥が大半を占める。

表 3.2-24 し尿処理施設の状況

地方公共団体名	施設名	年間処理量				資源化物量	処理能力 (kl/日)	処理能力 (有機性 廃棄物) (t/日)	資源化 能力 (t/日)
		し尿 (kl/年度)	浄化槽 汚泥 (kl/年度)	有機性 廃棄物 (t/年度)	その他 (kl/年度)	助燃剤 製造 (t/年)			
宇城広域 連合	環境再生 センター KIREKA	7,236	29,026	2,428	0	882	98	83	2

出典：「一般廃棄物処理実態調査結果報告 令和 5 年度 処理状況 熊本県」（環境省）
https://www.env.go.jp/recycle/waste_tech/ippan/（令和 7 年 6 月取得）

表 3.2-25 し尿処理状況（令和 5 年度）

単位：kl

項目		し尿収集量	し尿処理量			
			合計	し尿	浄化槽汚泥	自家処理量
関係市	宇土市	6,309	6,309	946	5,363	0
	熊本市	56,044	56,095	9,427	46,617	51
	宇城市	23,666	23,666	5,148	18,518	0
熊本県		436,741	437,289	105,455	331,286	548

出典：「一般廃棄物処理実態調査結果報告 令和 5 年度 処理状況 熊本県」（環境省 HP）
https://www.env.go.jp/recycle/waste_tech/ippan/（令和 7 年 6 月取得）



図3.2-13 対象事業実施区域及びその周辺におけるし尿処理施設の位置図

凡例

● し尿・ごみ処理施設

埋立区域

対象事業実施区域

出典:「一般廃棄物処理実態調査結果 令和5年度調査結果」
(環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課HP)
※電子地形図50000(国土地理院)を加工して作成



4) ごみ処理施設の状況

対象事業実施区域周辺の処理施設の状況を表 3.2-26 に、位置を図 3.2-14 に示す。

対象事業実施区域周辺のごみ処理施設として、対象事業実施区域の北東約 9 km に熊本市の西部環境工場、南東約 12.5 km に宇城広域連合の「宇城クリーンセンターうきくりん」がある。

熊本県及び関係市における令和 3 年度のごみ処理状況を表 3.2-27 に示す。

ごみ総排出量は宇土市で 9,834t、熊本市で 534,253t、宇城市で 19,656t であり、減量処理率は宇土市及び宇城市で 100%、熊本市で 99.5% である。

表 3.2-26 ごみ処理施設の状況

地方 公共 団体名	施設名	年間 処理量 (t/年度)	資源化量			処理対象 廃棄物	施設全体の 処理能力 (t/日)
			資源化物 回収 (t/年度)	発生ガス 回収 (m ³ /年度)	生産量・ 搬出量の別		
熊本市	西部環境工場	82,349	273	0	資源化物 搬出量	可燃ごみ, 粗大ごみ, ごみ処理残渣	280
宇城 広域 連合	宇城クリーン センター うきくりん	24,609	503	0	資源化物 搬出量	可燃ごみ, 粗大ごみ, ごみ処理残渣	95

出典：「一般廃棄物処理実態調査結果 令和 5 年度調査結果 施設整備状況 熊本県」(環境省)
(https://www.env.go.jp/recycle/waste_tech/ippan/) (令和 7 年 6 月取得)

表 3.2-27 ごみ処理状況(令和 3 年度)

項目		人口		ごみ 総排出量 (t)	1 人 1 日 あたりの 排出量 (g/人日)	ごみ 処理量 (t)	減量 処理率 (%)	中間 処理後 再生利用 量 (t)	リサイクル 率 (%)
		総人口 (人)	計画収集 人口 (人)						
関 係 市	宇土市	36,403	36,403	9,834	738	10,029	100.0	0	9.9
	熊本市	1,728,528	1,728,171	534,253	844	527,782	99.5	87,496	19.8
	宇城市	57,059	57,059	19,656	941	15,936	100.0	399	26.4
熊本県		1,728,528	1,728,171	534,253	844	527,782	99.5	87,496	19.8

出典：「一般廃棄物処理実態調査結果 (令和 5 年度調査調査結果)」(環境省)
(https://www.env.go.jp/recycle/waste_tech/ippan/stats.html) (令和 7 年 6 月取得)

3.2.8 文化財の状況

対象事業実施区域周辺の指定文化財の一覧を表 3.2-28 に、それらの位置を図 3.2-15 に示す。

対象事業実施区域の西側の一部は、県指定の名勝である「宇土半島の御奥来海岸及びその周辺の砂紋」の範囲と重複している。また、対象事業実施区域の東側に近接して市指定史跡である「住吉公園」がある。

対象事業実施区域周辺の埋蔵文化財包蔵地の一覧を表 3.2-29 に、それらの位置を図 3.2-16 に示す。対象事業実施区域の東側に近接して住吉神社境内がある。

表 3.2-28 文化財一覧

No	指定等	名勝	住所	指定日	登録
1	国登録	J R 三角線網田駅本屋	宇土市下網田町 字栗林下 2097-2	平成 26 年 12 月 19 日	登録有形 文化財 (建造物)
2	県指定	網田焼窯跡	宇土市上網田町 1047-2	昭和 51 年 2 月 9 日	史跡
3		宇土半島の御奥来海岸 及びその周辺の砂紋	宇土市住吉町地先から 同市下網田町地先	令和 2 年 1 月 28 日	名勝
4	市指定	小部田横穴墓群	宇土市住吉町 2482	昭和 42 年 5 月 30 日	史跡
5		網津川眼鏡橋群	宇土市網引町、網津町	昭和 54 年 5 月 9 日	有形 文化財
6		中園邸	宇土市上網田町 787-1	平成 6 年 1 月 19 日	
7		歳の神の楠	宇土市網津町 3403-3	昭和 54 年 5 月 9 日	
8		牧神社のイチョウ	宇土市網津町 3496	昭和 54 年 5 月 9 日	天然 記念物
9		城二号墳	宇土市上網田町 23	昭和 42 年 5 月 30 日	史跡
10		千体仏	宇土市城塚町尾上 439	昭和 47 年 12 月 23 日	
11		ヤンボシ塚古墳	宇土市上網田町 135	昭和 63 年 9 年 6 日	
12		寛政の津波供養碑	宇土市戸口町 869	平成 6 年 1 年 19 日	
13		住吉公園	宇土市住吉町	昭和 33 年 3 月 14 日	
14		小松古墳	宇土市長浜町	昭和 42 年 5 月 30 日	
15		梅崎古墳	宇土市笹原町	昭和 42 年 5 月 30 日	
16		城塚町尾上横穴古墳群	宇土市城塚町	昭和 48 年 12 月 22 日	

注) 表中の番号は図 3.2-15 に対応している。

出典：「国指定文化財等データベース」(文化庁 HP)(令和 7 年 6 月閲覧)

「熊本県文化財一覧」(熊本県 HP)(令和 7 年 6 月取得)

「宇土市デジタルミュージアム」(宇土市 HP)(令和 7 年 6 月閲覧)

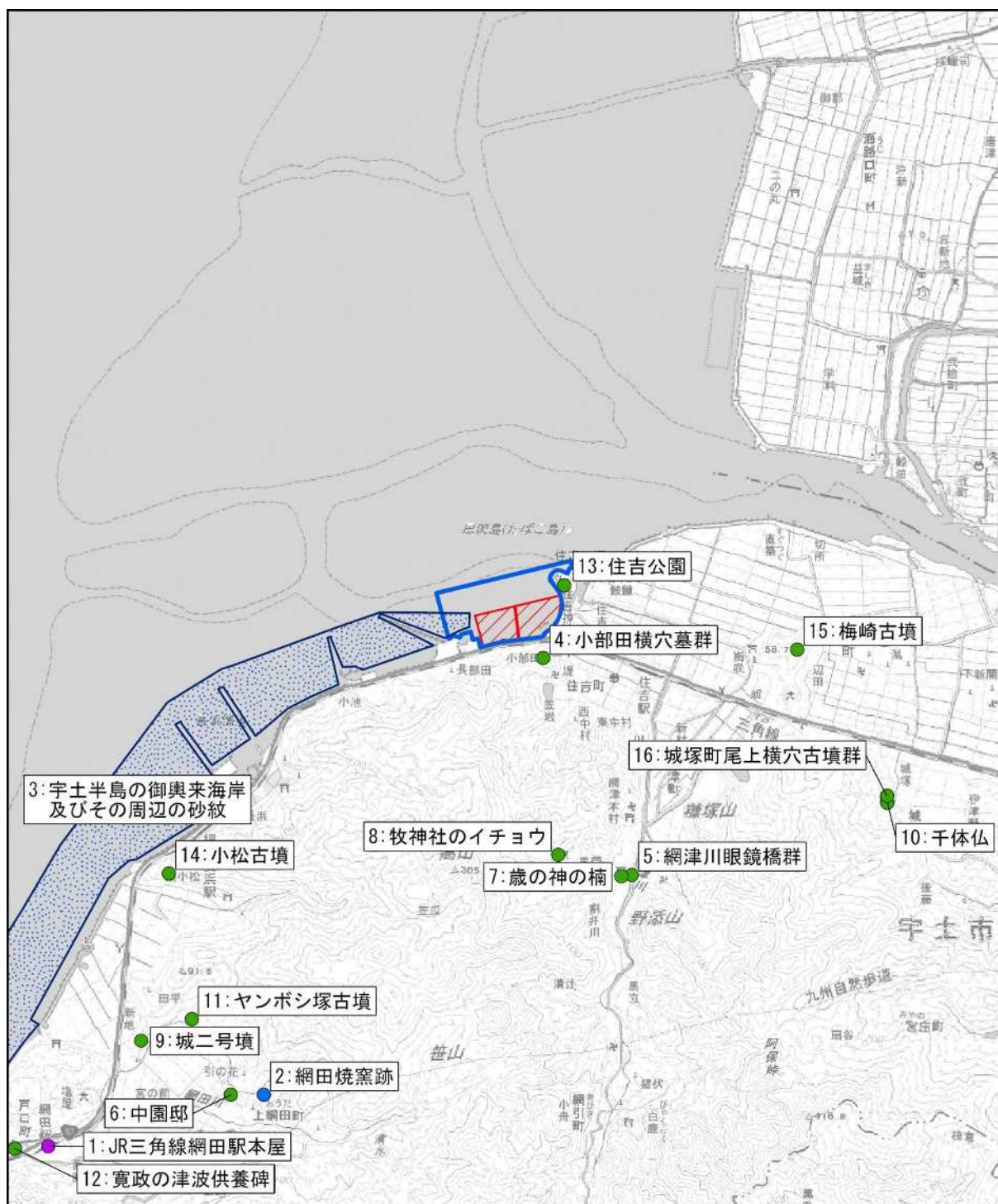


図3.2-15 対象事業実施区域周辺の指定文化財の位置図

凡例

- 国登録
- 熊本県指定
- 宇土市指定
- 熊本県指定

- 埋立区域
- 対象事業実施区域

出典:「国指定文化財等データベース」(文化庁HP)
「熊本県文化財一覧」(熊本県HP)
「宇土市デジタルミュージアム」(宇土市HP)
※電子地形図50000(国土地理院)を加工して作成



表 3.2-29(1) 埋蔵文化財包蔵地

No	遺跡名	住所	時代	特記/備考
1	小池平 1 号墳	長浜町 小池平	古墳	横穴式石室、後期
2	下戸田の板碑	下網田町 下戸田	中世	天文十四年銘、永禄四年追銘
3	寛政の津波供養塔, 戸口の六地藏	戸口町	中世	寛政 4 年の津波によって 535 名が歿、墓石は弘化三年 建立。 市史跡。
4	鑪鑪平遺跡	上綱田町 鑪鑪平	古代, 中世	製鉄跡(たたらびらいせき)
5	阿蘇家先祖の墓	綱田町	中世	天文 14 年阿蘇惟忠と惟長の墓
6	小松 1 号墳	長浜町 小松	古墳	横穴式石室、石障を用いない。5 世紀前～中。市史跡。
7	中園邸	上綱田町	近世	現宇土市綱田焼の里資料館。市有文(建造物)
8	猪伏橋	綱引町 猪伏	近世	綱津川眼鏡橋群の一つ、ほぼ原型をとどめる。市史跡。
9	タカフネ橋	綱引町 猪伏	近世	綱津川眼鏡橋群の一つ。市史跡。
10	綱引橋	綱引町 馬立	近世	綱津川眼鏡橋群の一つ、橋上部アスファルト舗装。
11	馬立橋	綱引町 馬立	近世	市有文(建造物)。
12	馬門橋	綱津町 馬門	近世	市指定有形文化財(建造物): 綱津川眼鏡橋群(六基)
13	小松 2 号墳	長浜町 小松	古墳	2 基の主体部を持つ石棺系石室、推定前期後半。
14	海蔵寺跡	城塚町	中世, 近世	三十番札所、木造十一面観音菩薩坐像、板碑(天文八年, 二二年銘)。
15	城塚古墳	城塚町 馬通	古墳	円墳と推定。巨石横穴式石室、馬門ピンク石製剝抜玄門 か。
16	千体仏	城塚町 尾の上	中世	磨崖仏、15 世紀頃、市史跡。 毘沙門堂下の崖面に並列に浮彫あり。市指定史跡。
17	ヤンボン塚古墳	上綱田町 小宗	古墳	円墳、装飾(舟線刻、円文)、5 世紀前。市史跡。
18	引の花の六地藏	上綱田町 引の花	中世	推定室町時代。
19	引の花の五輪塔群	上綱田町 引の花	中世	変形五輪塔 3(永禄七年銘 2, 元亀三年銘 1)
20	城古墳 1 号	下綱田町 塩屋	古墳	旧名 塩谷古墳 1 号、肥後型横穴式石室。市史跡。
21	塩屋の宝篋印塔	上綱田町 塩屋	中世	小形塔身の割に笠は特に大型である。
22	小池平 2 号墳	長浜町 小池平	古墳	円墳と推定。
23	笠岩の弁天堂	住吉町	近世	三十一番札所、不空羼索観音菩薩坐像
24	笹山の石祠	上綱田町	近世	安政六年銘、川原次左エ門寄進
25	長浜東の津波供養塔	長浜町	近世	寛政 4 年の津波による死者供養塔
26	城古墳 2 号	下綱田町 塩屋	古墳	塩谷古墳 2 号、円墳、竪穴系横口式石室、琴柱型石製 品。 市史跡。
27	鹿夢亭跡	綱津町	近世	宇土細川藩の狩りの時の休み場である。
28	平原の板碑	綱津町	中世	阿弥陀三尊来迎仏、享禄五年銘。
29	伊津野の地藏菩薩板 碑	野鶴町 伊津野	中世	天文八年銘。
30	橘河内守逆修碑	綱津町	中世	橘河内守の生前供養之塔
31	田平の五輪塔板碑	上綱田町	中世	松翁栄仙銘入り大型板碑 2 基、残欠有
32	伊津野の板碑	野鶴町	中世	阿弥陀如来板碑、天文六年銘、惟宗大寺因幡守幸秀逆修 碑。

表 3.2-29(2) 埋蔵文化財包蔵地

No	遺跡名	住所	時代	特記/備考
33	笹原の観音堂	笹原町	近世	三十三番札所、木造十一面観音菩薩立像。
34	梅崎古墳	笹原町 梅崎	古墳	船の線刻、横穴式石室。耳環、須恵器。6～7世紀前。市史跡。
35	御殿山古墳	住吉町 笠岩 堤の上	古墳	馬門灰黒色石製刳抜玄門。
36	小部田石棺	住吉町 笠岩 堤の上	古墳	馬門ピンク石製の箱式石棺。
37	又古墳	長浜町 又	古墳	
38	長浜東の武蔵塚	長浜町	近世	天保十二年奉納丑六月吉日銘入り。
39	辺田の観音堂	笹原町	近世	三十二番札所、石造地藏菩薩(線彫)。
40	阿保峠の板碑	宮庄町	中世	大永五年銘。
41	笠瓜の猪鹿追善塔	長浜町 笠瓜	近世	天保六年銘。
42	本網津橋跡	網津町 網津	近世	網津川眼鏡橋群の1つ、平成9年水害で破損、解体(石材は宇土市教委で保存)。市有文(建造物)。市指定有形文化財(建造物)：網津川眼鏡橋群(六基)。旧 網津の眼鏡橋。
43	三角浦古道 (仮称)	網引町, 上綱田町, 神馬町,石橋町, 宮庄町,下綱田町 ほか	中世	郡浦へ抜ける想定陸路、「三角路」「宇土越」「三角浦村道」。
44	小舟遺跡	網引町 小舟	古墳～ 中世	
45	住吉神社境内	住吉町 笠原	古代	神社延文年間草創、風流島伊勢物語、枕草子、一帯住吉公園。市史跡指定：住吉公園。
46	風流島	住吉町 風流島	古代	
47	田平城跡	下綱田町 田平	中世	名和氏支城、文明年間：杵築豊後、永禄年間：加悦素心在城。
48	マブシ古墳群	下綱田町 塩屋	古墳	9基確認、2基移設(市指定)、城古墳群と同一遺跡(鉄道、国道により分断)。
49	条里跡	上綱田町,長浜町	古代,中世	
50	長浜箱式石棺群	長浜町 牧の道, 井崎	古墳	箱式石棺2基並列。
51	田平遺跡	下綱田町 田平, 上綱田町	旧石器～ 中世	弥生前期末から後期後半(免田式土器)。
52	タタラ平遺跡	下綱田町 宮の前	古代,中世	製鉄跡。
53	塩屋遺跡	下綱田町 塩屋	古墳～ 中世	
54	尾上横穴群	城塚町 尾の上	古墳	市指定史跡。
55	梅崎箱式石棺群	笹原町 梅崎	古墳	安山岩製箱式石棺1、多くはミカン畑開墾で破壊されたと推定。
56	野添石切丁場跡	網津町 野添	古墳～ 現代	ピンク色、灰色、黒色の阿蘇溶結凝灰岩を切り出した石切場跡、一部は昭和30年代まで操業。
57	小部田横穴群	住吉町 笠岩 堤の上	古墳	横穴墓11基、須恵器埴瓶。
58	条里跡	上綱田町, 下綱田町	古代,中世	
59	清辻石切包丁場跡	網引町 清辻	古代～ 現代	ピンク色、灰色、黒色の阿蘇溶結凝灰岩を切り出した石切場跡、一部は昭和30年代まで操業。
60	網田焼窯跡	上綱田町 瀬戸 1096	近世	細川御本藩御用窯(こおだやきかまあと)として寛政4年開窯。江戸時代の連房式登り窯。3口が現存、藍染付の磁器を焼く。

表 3.2-29(3) 埋蔵文化財包蔵地

No	遺跡名	住所	時代	特記/備考
61	城古墳群	上網田町 城	古墳	市指定(網田城古墳群)：城 1 号墳, 2 号墳を含む 9 基。
62	平原貝塚	網津町 平原	縄文	地表面に貝殻の露頭あり。
63	伊津野遺跡	野鶴町 居屋敷	縄文～中世	人骨 11 体分、ガラス玉、陶器。
64	神ノ木山古墳群	野鶴町 神木ほか	古墳	1 号墳：横穴式石室と推定。須恵器 300 以上、6～7 世紀前。 2 号墳：南西約 30m 先の小丘陵(未調査)。
65	小松古墳群	長浜町 小松	古墳	市指定(小松 1 号墳, 2 号墳)を含む箱式石棺群。 1 号墳：割石小口積みの横穴式石室 2 号墳：石棺系石室が 2 基並行。
66	野鶴貝塚	野鶴町 居屋敷		
67	上床遺跡	下網田町 下床	古代, 中世	製鉄跡(うわとこいせき)。
68	藤ノ迫 石切丁場跡	網津町 野添	古墳～現代	
69	高丸古墳群	上網田町	古墳	市指定物件(ヤンボシ塚古墳)を含む古墳 2 基、石棺 2 基。
70	三蔵堤	宮庄町		
71	馬門石 石切丁場跡	網津町 馬門	古墳～現代	ピンク色、灰色、黒色の阿蘇溶結凝灰岩を切り出した石切場跡、一部は昭和 30 年代まで操業。
72	宇土牧跡	長浜町 旧牧神ほか	古代, 近世	藩営の馬牧として明治 3 年まで機能、古代宇土牧「大宅牧」比定地を含むと推定。

注)表中の番号は図 3.2-16 に対応している。

出典：「熊本県 遺跡地図」(熊本県 HP、令和 3 年(2021 年)) (令和 7 年 6 月取得)

3.2.9 環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全に関する施策の内容

1) 公害の防止に係る地域の指定及び規制の内容

「環境基本法」(平成5年11月19日,法律第91号)では、人の健康を保護し、及び生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準として、大気汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件を定めるよう規定されている。

また、「大気汚染防止法」(昭和43年6月10日,法律第97号)等の各法律及び熊本県の「熊本県生活環境の保全等に関する条例」(昭和44年4月1日,条例第23号)に基づく規制基準等がある。

(1) 大気質

① 環境基準等

「環境基本法」に基づく大気汚染(二酸化硫黄等)に係る環境基準を表3.2-30に、ベンゼン等に係る環境基準を表3.2-31に、微小粒子状物質に係る環境基準を表3.2-32に示す。

「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成11年7月16日,法律第105号)第7条の規定による大気汚染に係るダイオキシン類の環境基準を表3.2-33に示す。

表 3.2-30 大気汚染に係る環境基準

項 目	基 準 値	公 布 日
二酸化硫黄 (SO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	大気汚染に係る環境基準について (昭和48年5月8日,環境庁告示第25号)
一酸化炭素 (CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間の8時間平均値が20ppm以下であること。	
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	
二酸化窒素 (NO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	二酸化窒素に係る環境基準について (昭和53年7月11日,環境庁告示第38号)
光化学 オキシダント (O _x)	1時間値が0.06ppm以下であること。	大気汚染に係る環境基準について (昭和48年5月8日,環境庁告示第25号)

注1)環境基準は工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については適用しない。

注2)浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が10μm以下のものをいう。

注3)二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあつては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることをとらないよう努めるものとする。

注4)光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)を指す。

出典:「大気汚染に係る環境基準」(環境省HP)(<https://www.env.go.jp/kijun/taiki.html>)(令和7年6月取得)

表 3.2-31 有害大気汚染物質(ベンゼン等)に係る環境基準

項 目	基 準 値	公 布 日
ベンゼン	1 年平均値が 0.003mg/m ³ 以下であること。	ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について (平成 9 年 2 月 4 日 環境庁告示第 4 号)
トリクロロエチレン	1 年平均値が 0.13mg/m ³ 以下であること。	
テトラクロロエチレン	1 年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること。	
ジクロロメタン	1 年平均値が 0.15mg/m ³ 以下であること。	

注 1) 環境基準は工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については適用しない。
 注 2) ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康をそこなうおそれがある物質にも係るものであることにかんがみ、維持又は早期達成に努めるものとする。

出典：「大気汚染に係る環境基準」(環境省 HP) (<https://www.env.go.jp/kijun/taiki.html>) (令和 7 年 6 月閲覧)

表 3.2-32 微小粒子状物質に係る環境基準

項 目	基 準 値	公 布 日
微小粒子状物質	1 年平均値が 15μg/m ³ 以下であり、かつ、1 日平均値が 35μg/m ³ 以下であること。	微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について (平成 21 年 9 月 9 日, 環境省告示第 33 号)

注 1) 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。

注 2) 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が 2.5μm の粒子を 50% の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

出典：「大気汚染に係る環境基準」(環境省 HP) (<https://www.env.go.jp/kijun/taiki.html>) (令和 7 年 6 月閲覧)

表 3.2-33 ダイオキシン類(大気質)に係る環境基準

項 目	基 準 値	公 布 日
ダイオキシン類	1 年平均値が 0.6pg-TEQ/m ³ 以下であること。	ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準 (平成 11 年 12 月 27 日 環境庁告示第 68 号)

注 1) 環境基準は工業専用地域、車道その他の一般公衆が通常生活していない地域または場所については適用しない。

注 2) 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

出典：「大気汚染に係る環境基準」(環境省 HP) (<https://www.env.go.jp/kijun/taiki.html>) (令和 7 年 6 月閲覧)

② 規制基準等

「大気汚染防止法」では、同法に基づくばい煙発生施設等について、施設ごとの排出基準や硫黄酸化物及び窒素についての総量規制基準が定められている。また、一般粉じん発生施設については構造、使用、管理に関する基準が定められている。

「ダイオキシン類対策特別措置法」では、同法に基づく特定施設から排出される排出ガスについて、ダイオキシン類に係る排出基準を定めているほか、特定施設の設置・構造等を変更する場合の事前届出制、排出ガスが排出基準に適合しない場合の改善命令等の措置を定めている。

また、熊本県では「熊本県生活環境の保全等に関する条例」に基づき、硫黄酸化物、ばいじん及び有害物質(塩素、塩化水素)を排出する施設並びに粉じんが発生する施設として条例に定める施設に対する規制が実施されている。

(2) 騒音

① 環境基準

「環境基本法」に基づく環境基準の類型指定状況を表 3.2-34 に、一般地域の環境基準を表 3.2-35 に示す。

対象事業実施区域周辺は C 類型に指定されている。

ただし、表 3.2-36 に示される地域の区分に該当する地域（以下「道路に面する地域」という。）は、同表の基準値が適用される。道路に面する地域のうち幹線交通を担う道路に近接する地域については、表 3.2-37 の基準値が適用される。

表 3.2-34 環境基準の類型指定状況

市町村	AA	A	B	C
熊本市	療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域	1. 第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域 2. 次の区域のうち用途地域以外の地域 画図町重富、画図町所島、画図町下無田、城山半田 1 丁目から 3 丁目、城山薬師 1 丁目、城山薬師 2 丁目、小島 2 丁目、小島 3 丁目、小島 5 丁目、小島上町、中原町、中島町 3. 風致地区 (A 類型の地区を除く)	1. 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域 2. 用途地域以外の地域 (B 類型の区域を除く)
熊本市、八代市、荒尾市及び水俣市以外の市町村			第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域	1. 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域 2. 用途地域以外の地域

注 1) 関係市である宇土市、宇城市は表中の「熊本市、八代市、荒尾市及び水俣市以外の市町村」に該当する。

注 2) 対象事業実施区域周辺は表の着色部に該当する。

出典：「熊本県環境保全関係基準集(ハンドブック)」(熊本県 HP) (令和 7 年 6 月取得)

表 3.2-35 騒音に係る環境基準(一般地域)

地域の類型	基準値		公 布 日
	昼 間 (午前 6 時～午後 10 時まで)	夜 間 (午後 10 時～翌午前 6 時まで)	
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下	騒音に係る環境基準について (平成 10 年 9 月 30 日 環境庁告示第 64 号)
A 及び B	55 デシベル以下	45 デシベル以下	
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下	

注 1) 対象事業実施区域周辺は表の着色部に該当する。

注 2) AA を当てはめる地域は療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。

注 3) A を当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。

注 4) B を当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。

注 5) C を当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

出典：「熊本県環境保全関係基準集(ハンドブック)」(熊本県 HP)

「騒音に係る環境基準について」(平成 10 年 9 月 30 日、環境庁告示第 64 号)(令和 7 年 6 月閲覧)

表 3.2-36 騒音に係る環境基準(道路に面する地域)

地域の区分	基準値		公 布 日
	昼 間 (午前 6 時 ～午後 10 時まで)	夜 間 (午後 10 時 ～翌午前 6 時まで)	
A 地域のうち 2 車線以上の 車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下	騒音に係る環境基準について (平成 10 年 9 月 30 日 環境庁告示第 64 号)
B 地域のうち 2 車線以上の 車線を有する道路に面する地域 及び C 地域のうち車線を有する 道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下	

注 1) 対象事業実施区域周辺の道路に面する地域は着色部に該当する。

注 2) 車線とは、1 縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

出典：「熊本県環境保全関係基準集(ハンドブック)」(熊本県 HP)(令和 7 年 6 月取得)

表 3.2-37 騒音に係る環境基準(幹線交通を担う道路に近接する地域)

基準値		公 布 日
昼 間 (午前 6 時～午後 10 時まで)	夜 間 (午後 10 時～翌午前 6 時まで)	
70 デシベル以下	65 デシベル以下	騒音に係る環境基準について (平成 10 年 9 月 30 日 環境庁告示第 64 号)

注 1) 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められたときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下)によることができる。

出典：「熊本県環境保全関係基準集(ハンドブック)」(熊本県 HP)(令和 7 年 6 月取得)

② 規制基準

「騒音規制法」(昭和 43 年 6 月 10 日, 法律第 98 号)に基づき、特定工場に係る規制、特定建設作業に係る規制及び自動車騒音に係る規制が行われている。

特定工場等に係る区域区分の状況を表 3.2-38 に、規制基準を表 3.2-39 に示す。

対象事業実施区域周辺は、第 3 種区域に該当する。

特定建設作業に係る区域区分の状況を表 3.2-40 に、規制基準を表 3.2-41 に示す。

対象事業実施区域周辺は第 1 号区域に該当する。

自動車騒音の要請限度に係る区域区分を表 3.2-42 に、要請限度値を表 3.2-43 に示す。

対象事業実施区域周辺は c 区域に該当する。

表 3.2-38 特定工場等に係る区域区分の状況

市町村	第 1 種区域	第 2 種区域	第 3 種区域	第 4 種区域
熊本市	第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域	1. 第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域 2. 次の区域のうち用途地域以外の地域 画図町重富、画図町所島、画図町下無田、城山半田 1 丁目から 3 丁目、城山薬師 1 丁目、城山薬師 2 丁目、小島 2 丁目、小島 3 丁目、小島 5 丁目、小島上町、中原町、中島町 3. 第一種区域と第三種区域が隣接している地域については、その境界から第三種区域側の幅 50 メートルの区域 4. 風致地区(第一種区域の地域を除く)	1. 近隣商業地域、商業地域及び準工業地域(いずれも、第二種区域の地域を除く。また準工業地域については臨港地区を除く) 2. 用途地域以外の地域(第二種区域の地域を除く) 3. 第二種区域と第四種区域、または第一種区域と第四種区域が隣接している地域については、その境界から第四種区域側の幅 50 メートルの区域	1. 工業地域及び工業専用地域(いずれも、第三種区域の地域を除く) 2. 臨港地区
宇土市		1. 第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域 2. 用途地域以外の地域のうち新開町 1212 番地 1、1213 番地 1、1145 番地の区域	1. 近隣商業地域、商業地域及び準工業地域 2. 用途地域以外の地域(第二種区域及び第四種区域の地域を除く)	1. 工業地域及び工業専用地域 2. 用途地域以外の地域のうち、緑川工業団地及び花園地区工業団地の区域
熊本市、八代市、荒尾市及び水俣市以外の市町村		第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域	1. 近隣商業地域、商業地域及び準工業地域 2. 用途地域以外の地域	工業地域及び工業専用地域

注 1) 対象事業実施区域周辺は表の着色部に該当する。

注 2) 関係市である宇城市は表中の「熊本市、八代市、荒尾市及び水俣市以外の市町村」に該当する。

出典：「熊本県環境保全関係基準集(ハンドブック)」(熊本県 HP)(令和 7 年 6 月取得)

表 3.2-39 特定工場等に係る騒音の規制基準

区域区分	規制基準値			公 布 日
	昼間 (午前 8 時 ～午後 7 時まで)	朝 (午前 6 時 ～午前 8 時まで) 夕 (午後 7 時 ～午後 10 時まで)	夜間 (午前 10 時 ～翌午前 6 時まで)	
第 1 種 区域	50 デシベル以下	45 デシベル以下	40 デシベル以下	特定工場等において発生する 騒音の規制に関する基準 (昭和 43 年 11 月 27 日 厚生省・農林省・通商産業省・運輸省 告示第 1 号)
第 2 種 区域	60 デシベル以下	50 デシベル以下	45 デシベル以下	
第 3 種 区域	65 デシベル以下	60 デシベル以下	50 デシベル以下	
第 4 種 区域	70 デシベル以下	65 デシベル以下	60 デシベル以下	

注 1) 対象事業実施区域周辺は着色部に該当する。

注 2) 騒音の測定は、工場等の敷地境界線において行う。

出典：「熊本県環境保全関係基準集(ハンドブック)」(熊本県 HP)(令和 7 年 6 月取得)

表 3.2-40 特定建設作業に係る区域区分の状況

区域区分	特定施設及び特定作業に係る基準の地域指定状況
第 1 号区域	第 1 種区域
	第 2 種区域
	第 3 種区域
第 2 号区域	第 4 種区域

注 1) 対象事業実施区域周辺は着色部に該当する。

出典：「熊本県環境保全関係基準集(ハンドブック)」(熊本県 HP)(令和 7 年 6 月取得)

表 3.2-41 特定建設作業に係る騒音の規制基準

区域区分	第 1 号区域	第 2 号区域	公 布 日
基準値	85 デシベルを超えない		特定建設作業に伴って発生する 騒音の規制に関する基準 (昭和 43 年 11 月 27 日 厚生省・建設省告示第 1 号)
作業時刻	午後 7 時～ 翌日の午前 7 時 の時間内でないこと	午後 10 時～ 翌日の午前 6 時 の時間内でないこと	
※1 日当たりの 作業時間	10 時間/日を 超えないこと	14 時間/日を 超えないこと	
作業期間	連続 6 日を超えないこと		
作業日	日曜日その他休日でないこと		

注 1) 対象事業実施区域周辺は着色部に該当する。

注 2) 騒音の測定は、特定建設作業の場所の敷地境界線で行う。

注 3) 基準値を超えている場合、騒音の防止のみならず、

1 日の作業時間を※欄に定める時間未満 4 時間以上の間において短縮させることを勧告又は命令できる。

注 4) 災害時等の非常事態の発生のため緊急を要する場合、人命、身体の危険防止の場合などはこの規制が適用されないこともある。

注 5) 別表の第一号に掲げる区域にあつては午後七時から翌日の午前七時までの時間内、別表の第二号に掲げる区域にあつては午後十時から翌日の午前六時までの時間内において行われる特定建設作業に伴って発生するものでないこと。

出典：「熊本県環境保全関係基準集(ハンドブック)」(熊本県 HP)(令和 7 年 6 月取得)

表 3.2-42 自動車騒音の要請限度の区域区分の状況

区域区分	要請限度の区域区分	騒音に係る環境基準 の地域の類型
a 区域	専ら住居の用に供される区域	AA 地域・A 地域
b 区域	主として住居の用に供される区域	B 地域
c 区域	相当数の住居と併せて、商業、工業等の用に供される区域	C 地域

注 1) 対象事業実施区域周辺は着色部に該当する。

出典：「熊本県環境保全関係基準集(ハンドブック)」(熊本県 HP)(令和 7 年 6 月取得)

表 3.2-43 自動車騒音の要請限度

区域区分	要請限度値		公 布 日
	昼 間 (午前 6 時 ～午後 10 時まで)	夜 間 (午後 10 時 ～翌午前 6 時まで)	
a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65 デシベル	55 デシベル	騒音規制法第十七条第一項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令(平成 12 年 3 月 2 日 総理府令第 15 号)
a 区域のうち 2 車線以上の道路に面する区域	70 デシベル	65 デシベル	
b 区域のうち 2 車線以上の道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 デシベル	70 デシベル	

注 1) 対象事業実施区域周辺は着色部に該当する。

注 2) 幹線交通を担う道路に近接する区域については上表にかかわらず昼間 75 デシベル、夜間 70 デシベルとする。

注 3) 騒音の測定は、原則として交差点を除く部分で、道路端において行う。

注 4) 等価騒音レベルにより評価する。

注 5) 「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県及び 4 車線以上の市町村道等をいう。

出典：「熊本県環境保全関係基準集(ハンドブック)」(熊本県 HP)(令和 7 年 6 月取得)

(3) 振動

① 規制基準

「振動規制法」(昭和 51 年 6 月 10 日, 法律第 64 号)に基づき特定工場に関する規制、特定建設作業に係る規制及び道路交通振動に関する規制が行われている。

特定工場に係る区域区分の状況を表 3.2-44 に、規制基準を表 3.2-45 に示す。

対象事業実施区域周辺は第 2 種区域に該当する。

特定建設作業に係る区域区分の状況を表 3.2-46 に、規制基準を表 3.2-47 に示す。

対象事業実施区域周辺は第 1 号区域に該当する。

道路交通振動に係る要請限度を表 3.2-48 に示す。

対象事業実施区域周辺は第 2 種区域に該当する。

表 3.2-44 特定工場に係る区域区分の状況

市町村	第 1 種区域	第 2 種区域
熊本市	1. 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域 2. 次の区域のうち用途地域以外の地域 画図町重富、画図町所島、画図町下無田、城山半田 1 丁目～3 丁目、城山薬師 1 丁目、城山薬師 2 丁目、小島 2 丁目、小島 3 丁目、小島 5 丁目、小島上町、中原町、中島町	1. 近隣商業地域、商業地域、準工業地域(臨港地区を除く)、工業地域及び工業専用地域 2. 用途地域以外の地域(第一種区域の地域を除く) 3. 臨港地区
熊本市、八代市、荒尾市及び水俣市以外の市町村	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域	1. 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域 2. 用途地域以外の地域

注 1) 対象事業実施区域周辺は着色部に該当する。

注 2) 特定工場に係る地域指定状況について宇土市はその他の地域に含まれる。

注 3) 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域とは、都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 8 条第 1 項第 1 号の用途地域をいう。

注 4) 用途地域以外の地域とは、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号の用途地域が定められていない地域をいう。

注 5) 熊本市及び八代市以外の市町村の区域のうち、都市計画法第 8 条第 1 項第 9 号の臨港地区は、規制区域から除く。

注 6) 無人島は、規制区域から除く。

出典：「熊本県環境保全関係基準集(ハンドブック)」(熊本県 HP、平成 29 年 3 月)(令和 7 年 6 月取得)

表 3.2-45 特定工場等に係る振動の規制基準

区域区分	規制基準値		公 布 日
	昼間 (午前 8 時～午後 7 時まで)	夜間 (午後 7 時～翌午前 8 時まで)	
第 1 種区域	60 デシベル以下	55 デシベル以下	特定工場等において発生する振動の規制に関する基準 (昭和 51 年 11 月 10 日 環境庁告示第 90 号)
第 2 種区域	65 デシベル以下	60 デシベル以下	

注 1) 対象事業実施区域周辺は着色部に該当する。

出典：「熊本県環境保全関係基準集(ハンドブック)」(熊本県 HP)(令和 7 年 6 月取得)

表 3.2-46 特定建設作業に係る区域区分の状況

市町村	第 1 号区域	第 2 号区域
熊本市	1. 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域(準工業地域については臨港地区を除く) 2. 用途地域以外の地域	1. 工業地域及び工業専用地域 2. 臨港地区
宇土市	1. 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域 1 工業地域及び工業専用地域 2 用途地域以外の地域(第二号区域に指定される区域を除く) 2. 用途地域以外の地域(第二号区域に指定される区域を除く)	1. 工業地域及び工業専用地域 2. 用途地域以外の地域のうち、緑川工業団地、花園地区工業団地の区域
熊本市、八代市、荒尾市及び水俣市以外の市町村	1. 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域 2. 用途地域以外の地域	工業地域及び工業専用地域

注 1) 対象事業実施区域周辺は着色部に該当する。

注 2) 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域とは、都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 8 条第 1 項第 1 号の用途地域をいう。

注 3) 用途地域以外の地域とは、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号の用途地域が定められていない地域をいう。

注 4) 無人島は、規制区域から除く。

注 5) 熊本市及び八代市以外の区域のうち、都市計画法第 8 条第 1 項第 9 号の臨港地区は、規制区域から除く。

注 6) この告示の施行により、または用途地域が新たに定まったことにより、もしくは用途地域が変更されたことにより、適用される規制区域が変更される特定工場等(規制区域の変更の時に当該規制区域が適用される地域内に既にその敷地を有しているものに限る)のうち、より厳しい基準が適用される場合においては、当該規制区域の変更の日から 3 年間は、当該変更がなかったものとみなして従前の規制区域の基準を適用する。

出典：「熊本県環境保全関係基準集(ハンドブック)」(熊本県 HP)(令和 7 年 6 月取得)

表 3.2-47 特定建設作業に係る振動の規制基準

区域区分	第 1 号区域	第 2 号区域	公 布 日
基準値	75 デシベルを超えない		振動規制法施行規則 (昭和 51 年 11 月 10 日 総理府令第 58 号)
作業時刻	午後 7 時～翌午前 7 時の 時間内でないこと	午後 10 時～翌午前 6 時の 時間内でないこと	
※1 日当たりの 作業時間	10 時間/日を 超えないこと	14 時間/日を 超えないこと	
作業期間	連続 6 日を超えないこと		
作業日	日曜日その他休日でないこと		

注 1) 対象事業実施区域周辺は着色部に該当する。

注 2) 基準値を超えている場合、1 日の作業時間を※欄に定める時間未満 4 時間以上の間において短縮させることを勧告又は命令できる。

注 3) くい打機をアースオーガと併用する場合は打撃時間が短縮されるため、6 時間以上の間において短縮させることを勧告できる。

出典：「熊本県環境保全関係基準集(ハンドブック)」(熊本県 HP)(令和 7 年 6 月取得)

表 3.2-48 道路交通振動に係る要請限度

区域 区分	要請限度値		公 布 日
	昼間 (午前 8 時～午後 7 時まで)	夜間 (午後 7 時～翌午前 8 時まで)	
第 1 種 区域	65 デシベル	60 デシベル	振動規制法施行規則 (昭和 51 年 11 月 10 日 総理府令第 58 号)
第 2 種 区域	70 デシベル	65 デシベル	

注 1) 対象事業実施区域周辺は着色部に該当する。

注 2) 振動の測定は、工場、建設作業、道路の各敷地境界線において行う。

注 3 区域区分は表 3.2-44 「特定工場等に係る区域区分の状況」と同じである。

出典：「熊本県環境保全関係基準集(ハンドブック)」(熊本県 HP)(令和 7 年 6 月取得)

(4) 悪臭

① 規制基準

「悪臭防止法」(昭和 46 年 6 月 1 日, 法律第 91 号) 第 4 条の規定により、熊本県では工場、事業場等の敷地境界線における悪臭の規制基準が定められている。

悪臭の規制地域の区分を表 3.2-49 に、規制基準を表 3.2-50 に示す。

対象事業実施区域周辺は、悪臭規制地域の A 地域に指定されている。

表 3.2-49 悪臭防止法における規制地域の区分

市町村	A 地域	B 地域
熊本市	全域 (B 地域の区域を除く)	農用地区域 (熊本市城南町の区域を除く)
熊本市、山都町、玉名市、菊池市、合志市、人吉市、大津町、菊陽町、小国町、あさぎり町、苓北町及び球磨村以外の市町村	全域	該当地域無し

注 1) 対象事業実施区域周辺は着色部に該当する。

注 2) 関係市である宇土市、宇城市は表中の「熊本市、山都町、玉名市、菊池市、合志市、人吉市、大津町、菊陽町、小国町、あさぎり町、苓北町及び球磨村以外の市町村」に該当する。

出典：「熊本県環境保全関係基準集(ハンドブック)」(熊本県 HP)(令和 7 年 6 月取得)

表 3.2-50 悪臭に係る規制基準

単位:ppm

悪臭物質	臭気強度		主要発生源事業場	におい
	A 地域	B 地域		
アンモニア	1	2	畜産農業、鶏糞乾燥場、複合肥料製造業、でん粉製造業、化製場、魚腸骨処理場、フェザー処理場、ごみ処理場、し尿処理場、下水処理場等	し尿のような臭い
メチルメルカプタン	0.002	0.004	クラフトパルプ製造業、化製場、魚腸骨処理場、ごみ処理場、し尿処理場、下水処理場等	腐った玉ねぎのような臭い
硫化水素	0.02	0.06	畜産農業、クラフトパルプ製造業、でん粉製造業、セロファン製造業、ビスコースレーヨン製造業、化製場、魚腸骨処理場、フェザー処理場、ごみ処理場、し尿処理場、下水処理場等	腐った卵のような臭い
硫化メチル	0.02	0.05	クラフトパルプ製造業、化製場、魚腸骨処理場、ごみ処理場、し尿処理	腐ったキャベツのような臭い
二硫化メチル	0.009	0.03		
トリメチルアミン	0.005	0.02	畜産農業、複合肥料製造業、化製場、魚腸骨処理場、水産かん詰製造業等	腐った魚のような臭い
アセトアルデヒド	0.05	0.1	アセトアルデヒド製造工場、酢酸ビニル製造工場、クロロプレン製造工場、たばこ製造工場、複合肥料製造業、魚腸骨処理場等	刺激的な青ぐさい臭い
スチレン	0.4	0.8	スチレン製造工場、ポリスチレン製造・加工工場、SBR 製造工場、FRP 製品製造工場、化粧合板製造工場等	都市ガスのような臭い
プロピオン酸	0.03	0.07	脂肪酸製造工場、染色工場、畜産事業場、化製場、でん粉製造工場等	刺激的な酸っぱい臭い
ノルマル酪酸	0.006	0.006	畜産事業場、化製場、魚腸骨処理場、鶏糞乾燥場、畜産食料品製造工場、でん粉工場、し尿処理場、廃棄物処分場等	汗くさい臭い
ノルマル吉草酸	0.0009	0.002		むれた靴下の臭い
イソ吉草酸	0.001	0.004		のような臭い
トルエン	10	30	塗装工場、その他金属製品製造工場、自動車修理工場、木工工場、繊維工場、その他の機械製造工場、印刷工場、輸送用機械器具製造工場、鋳物工場等	ガソリンのような臭い
キシレン	1	2		刺激的なシンナーのような臭い
酢酸エチル	3	7		
メチルイソブチルケトン	1	3		刺激的な発酵した臭い
イソブタノール	0.9	4	塗装工場、その他の金属製品製造工場、自動車修理工場、印刷工場、魚腸骨処理場、油脂系食料品製造工場、輸送用機械器具製造工場等	刺激的な甘酸っぱい焦げた臭い
プロピオンアルデヒド	0.05	0.1		むせるような甘酸っぱい焦げた臭い
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0.03		
イソブチルアルデヒド	0.02	0.07		
ノルマルバレールアルデヒド	0.009	0.02		
イソバレールアルデヒド	0.003	0.006		

注)臭気強度の指標を以下に示す。

0:無臭

1:やっと感知できるにおい(検知閾値濃度)

2:なんのにおいであるかがわかる弱いにおい(認知閾値濃度)

(2.5):熊本県のA基準に相当する臭気強度

3:らくに感知できるにおい

(3.5)

4:強いにおい

5:強烈なにおい

敷地境界線の規制基準設定範囲

出典:「熊本県環境保全関係基準集(ハンドブック)」(熊本県 HP)

「悪臭関連」(環境省)

(chromeextension://efaidnbmninnibpcapjcgclclefindmkaj/https://www.env.go.jp/content/900534291.pdf)

(令和7年6月利用)

「臭気対策行政ガイドブック」(環境省環境管理局大気生活環境室、平成14年4月)

(https://www.env.go.jp/air/akushu/guidebook/index.html)(令和7年6月取得)

(5) 水質汚濁

① 環境基準

「環境基本法」に基づく人の健康の保護（以下、「健康項目」という。）に係る環境基準を表 3.2-51 に、生活環境の保全（以下、「生活環境項目」という。）に係る環境基準の河川の水域類型の指定を表 3.2-52 に、環境基準を表 3.2-53 及び表 3.2-54 に示す。

なお、健康項目に係る環境基準は、全ての公共用水域に対し適用される。

表 3.2-51 水質汚濁に係る環境基準(健康項目)

項目	基準値	公布日
カドミウム	0.003mg/l 以下	水質汚濁に係る環境基準 (昭和 46 年 12 月 28 日, 環境庁告示第 59 号)
全シアン	検出されないこと	
鉛	0.01mg/l 以下	
六価クロム	0.02mg/l 以下	
砒素	0.01mg/l 以下	
総水銀	0.0005mg/l 以下	
アルキル水銀	検出されないこと	
PCB	検出されないこと	
ジクロロメタン	0.02mg/l 以下	
四塩化炭素	0.002mg/l 以下	
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/l 以下	
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/l 以下	
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l 以下	
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/l 以下	
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/l 以下	
トリクロロエチレン	0.01mg/l 以下	
テトラクロロエチレン	0.01mg/l 以下	
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/l 以下	
チラウム	0.006mg/l 以下	
シマジン	0.003mg/l 以下	
チオベンカルブ	0.02mg/l 以下	
ベンゼン	0.01mg/l 以下	
セレン	0.01mg/l 以下	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/l 以下	
ふっ素	0.8mg/l 以下	
ほう素	1mg/l 以下	
1,4-ジオキサン	0.05mg/l 以下	

注 1) 基準値は年平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

注 2) 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

注 3) 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。

注 4) 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本産業規格 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

出典：「熊本県環境保全関係基準集(ハンドブック)」(熊本県 HP)(令和 7 年 6 月取得)

表 3.2-52 環境基準の類型指定状況(河川)

水域区分	水域名称	範囲	水域類型
緑川水系	緑川上流	緑川ダムより上流(緑川ダム貯水池を除く。)	AA
	緑川中流	緑川ダムから上杉堰まで	AA
	緑川下流	上杉堰より下流	B
	御船川	全域	A
	加勢川	全域	A
	浜戸川	全域	B
	天明新川	全域	B

注)対象事業実施区域周辺の水域は着色部に該当する(赤:緑川下流、青:天明新川)

出典:「熊本県環境保全関係基準集(ハンドブック)」(熊本県 HP)(令和7年6月取得)

表 3.2-53 水質に係る環境基準(生活環境項目:河川1)

類型	利用目的の 適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存 酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道1級 自然環境保全及びA以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以上	1mg/l 以下	25mg/l 以下	7.5mg/l 以上	20CFU/ 100ml 以下
A	水道2級 水産1級 及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/l 以下	25mg/l 以下	7.5mg/l 以上	300CFU/ 100ml 以下
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/l 以下	25mg/l 以下	5mg/l 以上	1,000CFU/ 100ml 以下
C	水産3級 工業用水1級及びD以下の欄に掲 げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/l 以下	50mg/l 以下	5mg/l 以上	—
D	工業用水2級 農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/l 以下	100mg/l 以下	2mg/l 以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/l 以下	ごみ等の 浮遊が認め られない こと	2mg/l 以上	—

注1)対象実施区域周辺の水域(緑川下流、天明新川)は着色部に該当する。

注2)基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌に係る基準値については、90%水質値とする。

注3)農業利用水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/l以上とする。

注4)いずれの類型においても水溶を利用目的としている測定点については、大腸菌300CFU/100ml以下とする。

注5)水産1級、水産2級及び水産3級のみを利用目的とする場合については、当分の間、大腸菌数の
項目の基準値は適応しない。

注6)大腸菌数に用いる単位はCFU/100mlとし、培地で培養し発育したコロニー数をかぞえることで算出する。

注7)「利用の適応性」の詳細は、以下に示すとおりである。

自然環境保全:自然探勝等の環境保全

水道1級:ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2級:沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道3級:前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

水産1級:ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

水産2級:サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

水産3級:コイ、フナ等、β—中腐水性水域の水産生物用

工業用水1級:沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級:薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水3級:特殊の浄水操作を行うもの

環境保全:国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

出典:「熊本県環境保全関係基準集(ハンドブック)」(熊本県 HP)(令和7年6月取得)

表 3.2-54 水質汚濁に係る環境基準(生活環境項目：河川 2)

単位：mg/l

類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/l 以下	0.001mg/l 以下	0.03mg/l 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/l 以下	0.0006mg/l 以下	0.02mg/l 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水性生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/l 以下	0.002mg/l 以下	0.05mg/l 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な地域	0.03mg/l 以下	0.002mg/l 以下	0.04mg/l 以下

注 1) 対象実施区域周辺の水域(緑川下流、天明新川)は着色部に該当する。

注 2) 基準値は、年間平均基準値とする。

出典：「熊本県環境保全関係基準集(ハンドブック)」(熊本県 HP)(令和 7 年 6 月取得)

「生活環境項目」に係る海域の水域類型の指定を表 3.2-55 に、類型指定状況を図 3.2-17 及び図 3.2-18 に示す。

対象事業実施区域は水質に係る環境基準(水素イオン濃度、化学的酸素要求量、溶存酸素量、大腸菌数、n-ヘキサン抽出物質(油分等))の A 類型と水質に係る環境基準(全窒素、全リン)の III 類型、水生生物の保全に係る水質環境基準(全亜鉛、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩)の生物特 A 類型に指定されている。

水質汚濁に係る環境基準を表 3.2-56～表 3.2-59 に示す。

表 3. 2-55 環境基準の水域類型の指定(海域)

水域 名称	範囲	水域 類型
有明海 (4)	佐賀県鹿島市大字飯田甲 3,507 の 4 と同市大字重ノ木 2,086 の 2 から東方 4,200 m の地点(北緯 33 度 6 分 12 秒、東経 130 度 9 分 52 秒)を結ぶ線、同地点と同県佐賀郡久保田町大字江戸字江戸 280 から南方 5,100 m の地点(北緯 33 度 8 分 42 秒、東経 130 度 14 分 52 秒)を結ぶ線、同地点と福岡県柳川市橋本町西区 24 番地 82 の西南端から西南方 3,000 m の地点(北緯 33 度 6 分 12 秒、東経 130 度 20 分 52 秒)を結ぶ線、同地点と初島の中心を結ぶ線、同地点と同県三池港北防砂堤灯台から同防砂堤延長線上 500 m の地点を結ぶ線、同地点と熊本県荒尾市大字大島 1,274 番地南端から西方 2,700 m の地点(北緯 32 度 59 分 1 秒、東経 130 度 23 分 55 秒)を結ぶ線、同地点と同県荒尾市大字大島 1,274 番地南端を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域であって、有明海(1)、同海(2)、及び同海(3)に係る部分を除いたもの	B
有明海 (5)	熊本県長洲港北防波堤、同防波堤先端と南防波堤先端を結ぶ線、同防波堤及び陸岸により囲まれた海域	C
有明海 (6)	熊本県荒尾市大字牛水 224 番地の 2 の南端と同地点から西方 1,500 m の地点(北緯 32 度 56 分 17 秒、東経 130 度 25 分 20 秒)を結ぶ線、同地点と同県長洲港北防波堤先端から同防波堤延長線上 1,000 m の地点を結ぶ線、同地点と同県行末川河口左岸から西南方 1,500 m の地点(北緯 32 度 53 分 38 秒、東経 130 度 28 分 4 秒)を結ぶ線、同地点と同県行末川河口左岸を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域であって、有明海(5)に係る部分を除いたもの	B
有明海 (7)	熊本県百貫石港灯台と百貫石港防波堤先端を結ぶ線、同防波堤及び陸岸により囲まれた海域	B
有明海 (8)	熊本県緑川河口の中央を中心とする半径 1,000m の円弧及び陸岸により囲まれた海域	B
有明海 (9)	熊本県本渡市東町北護岸東端と同県本渡港防波堤東端を結ぶ線、同防波堤、同防波堤西端に接続する本渡港導流堤及び陸岸により囲まれた海域	C
有明海 (10)	熊本県本渡市東町北護岸東端と同県本渡港防波堤東端を結ぶ線、同防波堤東端と接続する本渡港導流堤、同導流堤先端と本渡市茂木根崎から 150 度に引いた線と陸岸との交点を結ぶ線、熊本県天草下島と同県天草上島を結ぶ瀬戸橋及び陸岸により囲まれた海域	B
有明海 (15)	長崎県瀬詰崎と熊本県天草下島シラタケ鼻を結ぶ線、同島と同県天草上島を結ぶ瀬戸橋、同島と同県前島を結ぶ松島橋、同島と同県大池島を結ぶ前島橋、同島と同県永浦島を結ぶ中の橋、同島と同県大矢野島を結ぶ大矢野橋、同島と同県宇土半島を結ぶ天門橋及び陸岸により囲まれた海域であって、有明海の(1)から(14)までの海域に係る部分を除いたもの	A

注 1) 対象事業実施区域周辺の海域(赤:有明海(8)、青:有明海(15))は着色部に該当する。

注 2) 対象事業実施区域は有明海(15)に該当する。

出典:「熊本県環境保全関係基準集(ハンドブック)」(熊本県 HP)(令和 7 年 6 月取得)

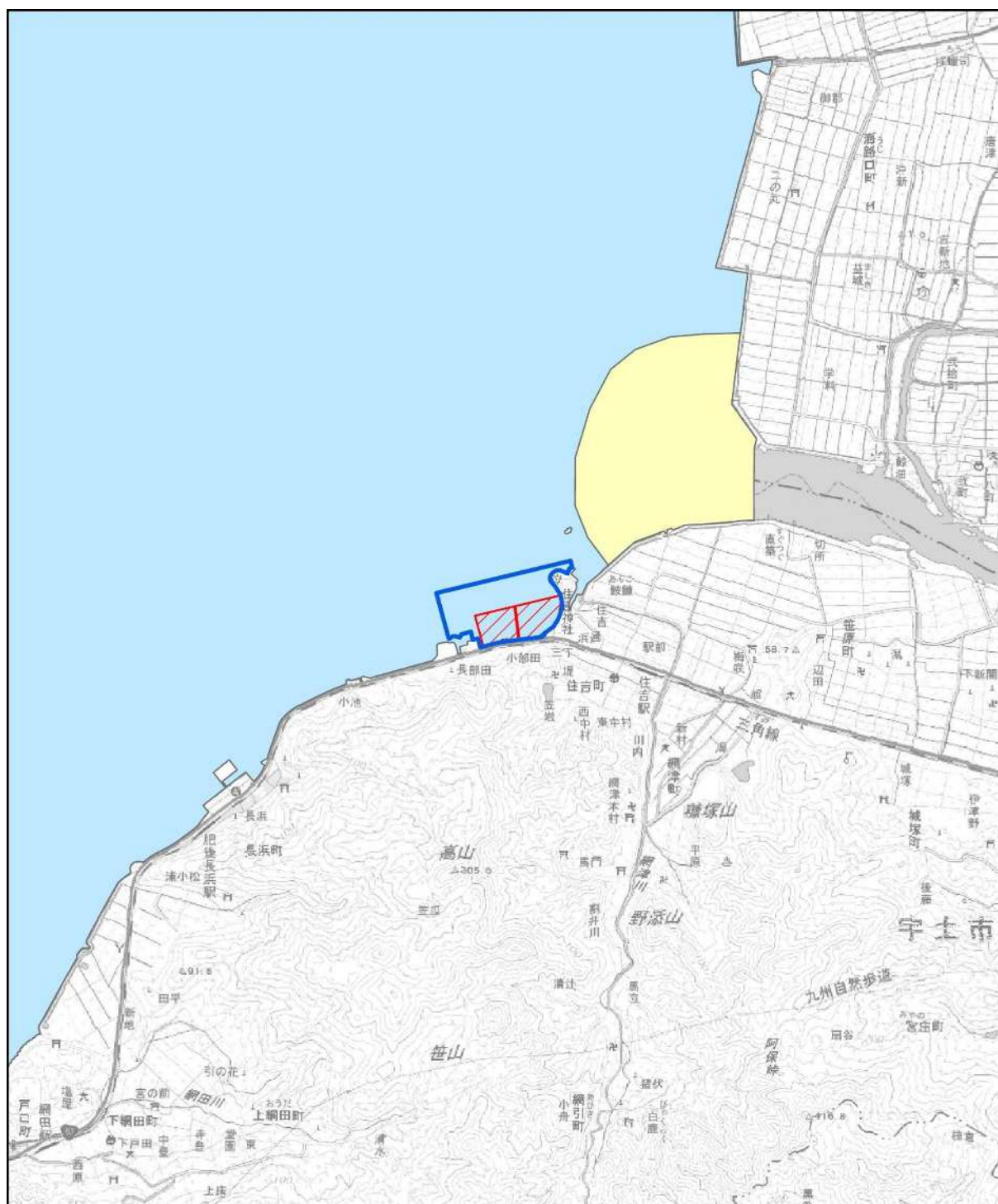


図3.2-17 対象事業実施区域及びその周辺における水質に係る環境基準の類型指定状況図(海域:COD)

凡例

■ A類型
■ B類型

▨ 埋立区域

□ 対象事業実施区域

出典:「熊本県環境保全関係基準集(ハンドブック)」
(平成29年3月、熊本県環境生活部環境局環境保全課)
※電子地形図50000(国土地理院)を加工して作成



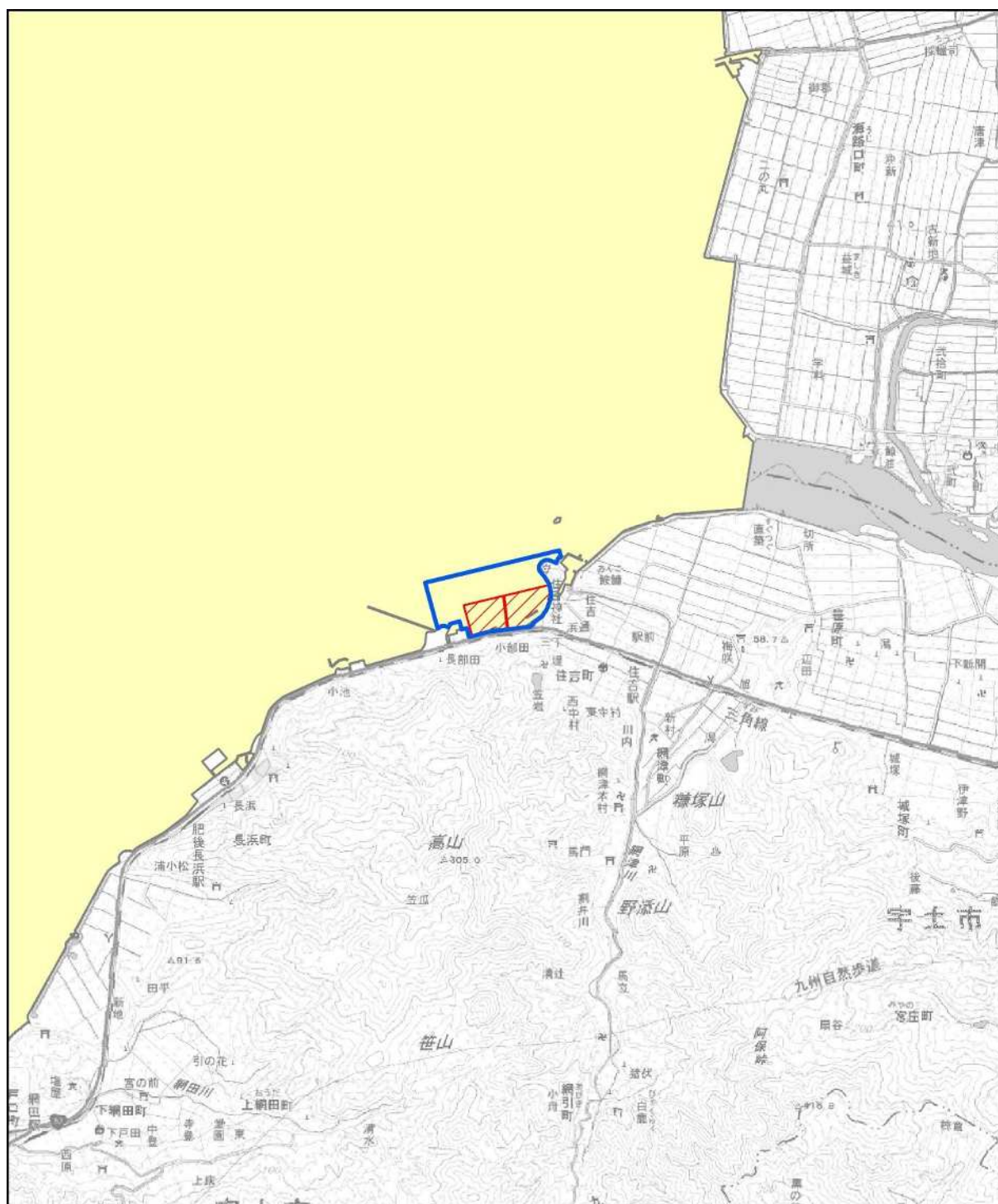


図3.2-18 対象事業実施区域及びその周辺における水質に係る環境基準の類型指定状況図
(海域:全窒素・全リン)

凡例

Ⅲ類型

埋立区域

対象事業実施区域

出典:「熊本県環境保全関係基準集(ハンドブック)」
(平成29年3月、熊本県環境生活部環境局環境保全課)
※電子地形図50000(国土地理院)を加工して作成



表 3.2-56 水質汚濁に係る環境基準(生活環境項目：海域 1)

類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	n-ヘキサン抽出物質 (油分等)
A	水産 1 級 自然環境保全及び B 以下の欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	2mg/1 以下	7.5mg/1 以上	20CFU/ 100ml 以下	検出されないこと
B	水産 2 級 工業用水及び C の欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	3mg/1 以下	5mg/1 以下	—	検出されないこと
C	環境保全	7.0 以上 8.3 以下	8mg/1 以下	2mg/1 以下	—	—

注 1) 対象事業実施区域周辺の海域 (赤:有明海(8)、青:有明海(15)) は着色部に該当する。

注 2) 対象事業実施区域は有明海 (15) に該当する。

注 3) いずれの類型においても、水浴を利用目的としている測定点(自然環境保全を利用目的としている測定点を除く。)については、大腸菌数 300CFU/100ml とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

注 4) 大腸菌数に用いる単位は CFU(コロニー形成単位(Colony Forming Unit))/100ml とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

注 5) 「利用目的の適応性」の詳細は、以下に示すとおりである。

自然環境保全：自然探勝等の環境保全

水産 1 級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物及び水産 2 級の水産生物用

水産 2 級：ボラ、ノリ等の水産生物用

環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩道を含む。)において不快感を生じない限度

出典：「水質汚濁に係る環境基準」(昭和 46 年 12 月 28 日、環境庁告示第 59 号)

表 3.2-57 水質汚濁に係る環境基準(生活環境項目：海域 2)

類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全リン
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの (水産 2 種及び 3 種を除く。)	0.2mg/1 以下	0.02mg/1 以下
Ⅱ	水産 1 種 及びⅢ以下の欄に掲げるもの (水産 2 種及び 3 種を除く。)	0.3mg/1 以下	0.03mg/1 以下
Ⅲ	水産 2 種及びⅣ以下の欄に掲げるもの (水産 3 種を除く。)	0.6mg/1 以下	0.05mg/1 以下
Ⅳ	水産 3 種 工業用水 生物生息環境保全	1mg/1 以下	0.09mg/1 以下

注 1) 対象事業実施区域及びその周辺の海域は着色部に該当する。

青：有明海(15)(対象事業実施区域)

注 2) 基準値は、年間平均値とする。

注 3) 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。

注 4) 「利用目的の適応性」の詳細は、以下に示す通りである。

自然環境保全：自然探勝等の環境保全

水産 1 種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される

水産 2 種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される

水産 3 種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される

出典：「熊本県環境保全関係基準集(ハンドブック)」(熊本県 HP)(令和 7 年 6 月取得)

表 3.2-58 水質汚濁に係る環境基準(生活環境項目：海域 3)

類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直線アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	水生生物の生息する水域	0.02mg/l 以下	0.001mg/l 以下	0.01mg/l 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/l 以下	0.0007mg/l 以下	0.06mg/l 以下

注 1) 対象事業実施区域及びその周辺の海域は着色部に該当する。

注 2) 基準値は年間平均値とする。

出典：「熊本県環境保全関係基準集(ハンドブック)」(熊本県 HP) (令和 7 年 6 月取得)

表 3.2-59 水質汚濁に係る環境基準(生活環境項目：海域 4)

類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値
		低層溶存酸素量
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0mg/l 以上
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0mg/l 以上
生物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/l 以上

注 1) 基準値は、日間平均とする。

出典：「熊本県環境保全関係基準集(ハンドブック)」(熊本県 HP) (令和 7 年 6 月取得)

「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成 11 年 7 月 16 日, 法律第 105 号)に基づく水質に係るダイオキシン類の環境基準を表 3.2-60 に示す。

表 3.2-60 ダイオキシン類(水質)に係る環境基準

物質	媒体	基準値	公布日
ダイオキシン類	水質(水底の底質を除く。)	1pg-TEQ/l 以下	ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準 (平成 11 年 12 月 27 日, 環境庁告示第 68 号)

注 1) 水質(水底の底質を除く。)の基準値は、年間平均とする。

出典：「熊本県環境保全関係基準集(ハンドブック)」(熊本県 HP) (令和 7 年 6 月取得)

② 規制基準

「水質汚濁防止法」（昭和 45 年 12 月 25 日, 法律第 138 号）に基づき、政令で定める汚水又は廃液を流出する施設（特定施設）について、健康項目（カドミウム等）及び生活環境項目（水素イオン濃度等）に対する全国一律の排水基準が定められている。

また、熊本県では「水質汚濁防止法」及び「熊本県生活環境の保全等に関する条例」に基づき、環境基準の達成が不十分とされる水域においては、上乘せ排水基準を設定し、排水規制の強化を図っている。

さらに、「熊本県生活環境の保全等に関する条例」や「熊本県地下水保全条例」（平成 2 年 10 月 2 日, 条例第 52 号）で対象施設を追加し、排水規制を行っている。

③ 水産用水基準

水生生物保護のための指標である水産用水基準を表 3.2-61～表 3.2-63 に示す。

表 3.2-61 水産用水基準（河川）

項目	基準値
有機物 (BOD)	自然繁殖条件：3mg/l 以下 ただし、サケ・マス・アユ：2mg/l 以下 成育の条件：5mg/l 以下 ただし、サケ・マス・アユ：3mg/l 以下
有機物 (COD)	—
全窒素	—
全リン	—
DO	一般：6mg/l 以上 サケ・マス・アユ：7mg/l 以上
pH	6.7～7.5 生息する生物に悪影響を及ぼすほど pH の急激な変化がないこと
SS	25mg/l 以下（人為的に加えられる懸濁物質は 5mg/l 以下） 忌避行動などの反応を起こさせる原因とはならないこと。 日光の透過を妨げ水生植物の繁殖、成長に影響を及ぼさないこと。
着色	光合成に必要な光の透過が妨げられないこと。忌避行動の原因とならないこと。
水温	水産生物に悪影響を及ぼすほどの温度変化がないこと。
大腸菌群数	100ml 当たり 1,000MPN 以下であること。 ただし、生食用のカキを飼育するためには 100ml あたり 70MPN 以下であること。
油分	水中には油分が検出されないこと。水面に油膜が認められないこと。
底質	有機物などによる汚泥床、水綿などの発生をおこさないこと。 ダイオキシン類の濃度は 150pg-TEQ/g を下回ること。

出典：「水産用水基準」（日本水産資源保護協会、平成 30 年(2018 年)）(令和 7 年 6 月取得)

表 3.2-62 水産用水基準(海域)

項目	基準値
有機物 (BOD)	—
有機物 (COD)	一般海域・ノリ養殖場や閉鎖性内湾の沿岸域：一時保留
全窒素	環境基準における 水産 1 種 0.3mg/l 以下 水産 2 種 0.6mg/l 以下、0.3mg/l を超える 水産 3 種 1.0, g/l 以下、0.6mg/l を超える ノリ養殖の最低必要栄養素塩濃度：0.07～0.1(無機態窒素)mg/l 以下 ワカメ養殖の最低必要栄養濃度：0.028(無機態リン)mg/l 以下
全リン	水産 1 種 0.03mg/l 以下 水産 2 種 0.05mg/l 以下、0.03mg/l を超える 水産 3 種 0.09g/l 以下、0.05mg/l を超える ノリ養殖の最低必要栄養素塩濃度：0.007～0.014(無機態リン)mg/l 以下
DO	一般：6mg/l 以上 内湾漁場の夏季低層において最低限維持：4.3mg/l(3 mg/l)
pH	7.8～8.4 生息する生物に悪影響を及ぼすほど pH の急激な変化がないこと
SS	人為的に加えられる懸濁物質は 2mg/l 以下 海藻類の繁殖に適した水深において、必要な照度が保持され、その繁殖と成長に影響を及ぼさないこと。
着色	光合成に必要な光の透過が妨げられないこと。忌避行動の原因とならないこと
水温	水産生物に悪影響を及ぼすほどの温度変化がないこと。
大腸菌群数	100ml 当たり 1,000MPN 以下であること。 ただし、生食用のカキを飼育するためには 100ml あたり 70MPN 以下であること。
油分	水中には油分が検出されないこと。水面に油膜が認められないこと。
底質	海域では乾泥として COD(アルカリ性法)20mg/g 乾泥以下、硫化物は 0.2mg/g 乾泥以下、ノルマルヘキサン抽出物 0.1%以下であること。 微細な懸濁物が岩面、礫、または砂利などに付着し、種苗の着生、発生あるいはその発育を妨げないこと。 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律に定められた溶出試験により得られた検液中の有害物質のうち水産用水基準で基準値が定められている物質については、基準値の 10 倍を下回ること。 ただしカドミウム、PCB については溶出試験で得られた検液中の濃度がそれぞれの化合物の検出下限値を下回ること。ダイオキシン類の濃度は 150pg-TEQ/g を下回ること。

出典：「水産用水基準」（日本水産資源保護協会、平成 30 年(2018 年)）(令和 7 年 6 月取得)

表 3.2-63 水産用水基準(基準値、指針値が定められていない有害物質の基準値)

項目	基準値(mg/l)	
	淡水域	海域
アンモニア態窒素	0.01	0.03
残留塩素(残留オキシダント)	検出されないこと	検出されないこと
硫化水素	検出されないこと	検出されないこと
銅	0.0009	検出されないこと
アルミニウム	検出されないこと	0.1
鉄	0.09	0.2
陰イオン界面活性剤	検出されないこと	検出されないこと
非イオン界面活性剤	検出されないこと	検出されないこと
ベンゾ(a)ピレン	検出されないこと	0.00001
トリブチルスズ化合物	0.000007	0.000002
トリフェニルスズ化合物	—	検出されないこと
フェノール類	0.008	0.2
ホルムアルデヒド	0.5	0.04

注)－：基準値が設定されていない。

出典：「水産用水基準」（日本水産資源保護協会、平成 30 年(2018 年))(令和 7 年 6 月取得)

(6) 水底の底質

「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第五条第一項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令」（昭和 48 年 2 月 17 日、総理府令第 6 号）に基づく公共用水の水質汚濁、魚介類汚染等の原因となる汚染物質の水底土砂に関する基準を表 3.2-64 に示す。

表 3.2-64 水底土砂に係る判定基準

項目	基準値
アルキル水銀	検出されないこと
水銀又はその化合物	検液 11 につき 0.005mg 以下
カドミウム又はその化合物	検液 11 につき 0.1mg 以下
鉛又はその化合物	検液 11 につき 0.1mg 以下
有機リン化合物	検液 11 につき 1mg 以下
六価クロム化合物	検液 11 につき 0.5mg 以下
ヒ素又はその化合物	検液 11 につき 0.1mg 以下
シアン化合物	検液 11 につき 1mg 以下
ポリ塩化ビフェニル	検液 11 につき 0.003mg 以下
銅又はその化合物	検液 11 につき 3mg 以下
亜鉛又はその化合物	検液 11 につき 2mg 以下
ふっ化物	検液 11 につき 15mg 以下
トリクロロエチレン	検液 11 につき 0.3mg 以下
テトラクロロエチレン	検液 11 につき 0.1mg 以下
ベリリウム又はその化合物	検液 11 につき 2.5mg 以下
クロム又はその化合物	検液 11 につき 2mg 以下
ニッケル又はその化合物	検液 11 につき 1.2mg 以下
バナジウム又はその化合物	検液 11 につき 1.5mg 以下
廃棄物処理令別表第三の三第二十四号に掲げる有機塩素化合物	試料 1kg につき塩素 40mg 以下
ジクロロメタン	検液 11 につき 0.2mg 以下
四塩化炭素	検液 11 につき 0.02mg 以下
1,2-ジクロロエタン	検液 11 につき 0.04mg 以下
1,1-ジクロロエチレン	検液 11 につき 1mg 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 11 につき 0.4mg 以下
1,1,1-トリクロロエタン	検液 11 につき 3mg 以下
1,1,2-トリクロロエタン	検液 11 につき 0.06mg 以下
1,3-ジクロロプロペン	検液 11 につき 0.02mg 以下
チラウム	検液 11 につき 0.06mg 以下
シマジン	検液 11 につき 0.03mg 以下
チオベンカルブ	検液 11 につき 0.2mg 以下
ベンゼン	検液 11 につき 0.1mg 以下
セレン又はその化合物	検液 11 につき 0.1mg 以下
1,4-ジオキサン	検液 11 につき 0.5mg 以下
ダイオキシン類	検液 11 につき 10pg-TEQ 以下

注)「検出されないこと。」とは、環境大臣が定める方法により検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

出典：「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第五条第一項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令(昭和 48 年 2 月 17 日総理府令第 6 号)」

「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成 11 年 7 月 16 日，法律第 105 号）に基づく水底の底質に係るダイオキシンの環境基準を表 3.2-65 に示す。

「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第五条第一項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令」（昭和 48 年 2 月 17 日，総理府令第 6 号）に基づくばいじん、燃え殻等に関する基準を表 3.2-66 に示す。

「底質の暫定除去基準」（昭和 50 年 10 月 28 日，環水管第 119 号）を表 3.2-67 に示す。

表 3.2-65 ダイオキシン類(水底の底質)に係る環境基準

物 質	媒 体	基準値
ダイオキシン類	水底の底質	150pg-TEQ/g 以下

注) 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

出典：「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準」（平成 11 年 12 月 27 日、環境庁告示第 68 号）

表 3.2-66 ばいじん、燃え殻等に係る判定基準

項目	基準値
ダイオキシン類	試料 1g につき 3ng-TEQ 以下

出典：「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第五条第一項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令」（昭和 48 年 2 月 17 日総理府令第 6 号）

表 3.2-67 底質の暫定除去基準

項目	暫定除去基準値(底質の乾燥重量当たり)		公布日
	河川及び湖沼	海域	
水銀	25ppm 以上	$C = 0.18 \cdot \frac{\Delta H}{J} \cdot \frac{1}{S}_{(ppm)}$	「底質暫定除去基準」 (昭和 50 年 10 月 28 日、環水管 119 号)
PCB	10ppm 以上		

注 1) ΔH =平均潮差(m)

J=溶出率

S=安全率

注 2) 平均潮差(m)は、当該水域の平均潮差とする。ただし、潮汐の影響に比して副振動の影響を強く受ける海域においては、平均潮差に代えて次式によって算出した値とする。

ΔH =副振動の平均振幅(m)×12×60(分)/平均時間(分)

注 3) 安全率は、当該水域及びその周辺の漁業の実態に応じて、次の区分により定めた数値とする。

なお、地域の食習慣等の特殊事情に応じて安全率を更に見込むことは差支えない。

1) 漁業が行われていない水域においては、10 とする。

2) 漁業が行われている水域で、底質及び底質に付着している生物を摂取する魚介類(エビ、カニ、シャコ、ナマコ、ボラ、巻貝類等)の漁獲量の総漁獲量に対する割合がおおむね 1/2 以下である水域においては、50 とする。1/2 を超える水域においては、100 とする。

出典：環境省 HP(環境省) (<https://www.env.go.jp/hourei/05/000179.html>) (令和 7 年 6 月閲覧)

(7) 地下水の水質

「環境基本法」に基づく地下水の水質汚濁に係る環境基準を表 3.2-68 に示す。

表 3.2-68 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値	公布日
カドミウム	0.003mg/l 以下	「地下水の水質汚濁に係る環境基準」 (平成 9 年 03 月 13 日、環境庁告示第 10 号)
全シアン	検出されないこと	
鉛	0.01mg/l 以下	
六価クロム	0.02mg/l 以下	
砒素	0.01mg/l 以下	
総水銀	0.0005mg/l 以下	
アルキル水銀	検出されないこと	
PCB	検出されないこと	
ジクロロメタン	0.02mg/l 以下	
四塩化炭素	0.002mg/l 以下	
クロロエチレン(塩化ビニルモノマー)	0.002mg/l 以下	
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/l 以下	
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/l 以下	
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l 以下	
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/l 以下	
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/l 以下	
トリクロロエタン	0.01mg/l 以下	
テトラクロロエチレン	0.01mg/l 以下	
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/l 以下	
チラウム	0.006mg/l 以下	
シマジン	0.003mg/l 以下	
チオベンカルブ	0.02mg/l 以下	
ベンゼン	0.01mg/l 以下	
セレン	0.01mg/l 以下	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/l 以下	
ふっ素	0.8mg/l 以下	
ほう素	1mg/l 以下	
1,4-ジオキサン	0.05mg/l 以下	

注 1) 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

注 2) 「検出されないこと」とは、規定の測定方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

注 3) 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K0102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 K0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数を 0.3045 を乗じたものの和とする。

注 4) 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 より測定されたシス体の濃度と日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。

出典：「地下水の水質汚濁に係る環境基準」(平成 9 年 3 月 13 日、環境告示第 10 号)

(8) 土壌汚染

「環境基本法」及び「ダイオキシン類特別措置法」に基づく環境基準を表 3.2-69 及び表 3.2-70 に示す。

表 3.2-69 土壌汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液 11 につき 0.003mg 以下であり、かつ農用地においては、米 1kg につき 0.4mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機リン(リン)	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 11 につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 11 につき 0.05mg 以下であること。
砒素	検液 11 につき 0.01mg 以下であり、かつ農用地(田に限る。)においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 11 につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地(田に限る。)において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 11 につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 11 につき 0.002mg 以下であること。
クロロエチレン(塩化ビニルモノマー)	検液 11 につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 11 につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 11 につき 0.1mg 以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液 11 につき 0.004mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 11 につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 11 につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 11 につき 0.01mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 11 につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 11 につき 0.002mg 以下であること。
チラウム	検液 11 につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 11 につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 11 につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 11 につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 11 につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 11 につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 11 につき 1mg 以下であること。
1,4-ジオキサン	検液 11 につき 0.05mg 以下であること。

注 1) 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。

注 2) カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 11 につき 0.003mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 11 につき 0.009mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。

注 3) 「検液中に検出されないこと」とは、規定の測定方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

注 4) 有機リンとは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。

注 5) 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 より測定されたシス体の濃度と日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 より測定されたトランス体の濃度の和とする。

出典：「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成 3 年 8 月 23 日、環境庁告示第 46 号）

表 3.2-70 ダイオキシン類(土壌)に係る環境基準

物質	基準値
ダイオキシン類	1,000pg-TEQ/g 以下

注 1) 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

注 2) 水質(水底の底質を除く。)の基準値は、年間平均とする。

出典：「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌汚染に係る環境基準」(平成 11 年 12 月 27 日、環境庁告示第 68 号)

2) 自然環境法令等に基づく地域地区の指定状況

(1) 自然環境保全法に基づく地域地区の指定状況

対象事業実施区域及びその周辺には、「自然環境保全法」(昭和 47 年 6 月 22 日、法律第 85 号)等により指定された原生自然環境保全地域、自然環境保全地域及び都道府県自然環境保全地域はない。

(2) 自然公園法に基づく地域地区の指定状況

対象事業実施区域及びその周辺には、「自然公園法」(昭和 32 年 6 月 1 日、法律第 161 号)により指定された国立公園及び国定公園はない。

「熊本県立自然公園条例」(昭和 33 年 10 月 21 日、条例第 45 号)により指定された三角大矢野海辺県立自然公園があり、その一部が特別地域に指定されている。対象事業実施区域及びその周辺における自然公園の位置を図 3.2-19 に示す。

対象事業実施区域は三角大矢野海辺県立自然公園の区域に位置し、隣接する住吉自然公園は県立自然公園の風致を維持するために特別地域に指定されている。

(3) 絶滅のおそれのある野生動物の種の保存に関する法律における生息地等保護地区の指定状況

対象事業実施区域及びその周辺には、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成 4 年 6 月 5 日、法律第 75 号)により指定された生息地等保護区はない。

(4) 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約に基づく世界自然遺産登録地の指定状況

対象事業実施区域及びその周辺には、「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」(平成 4 年 9 月 28 日、条約第 7 号)の世界遺産一覧表に記載された自然遺産はない。

(5) 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約に基づく登録簿に掲載された湿地の指定状況

対象事業実施区域及びその周辺には、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」(昭和 55 年 9 月 22 日、条約第 28 号)により登録された湿地はない。

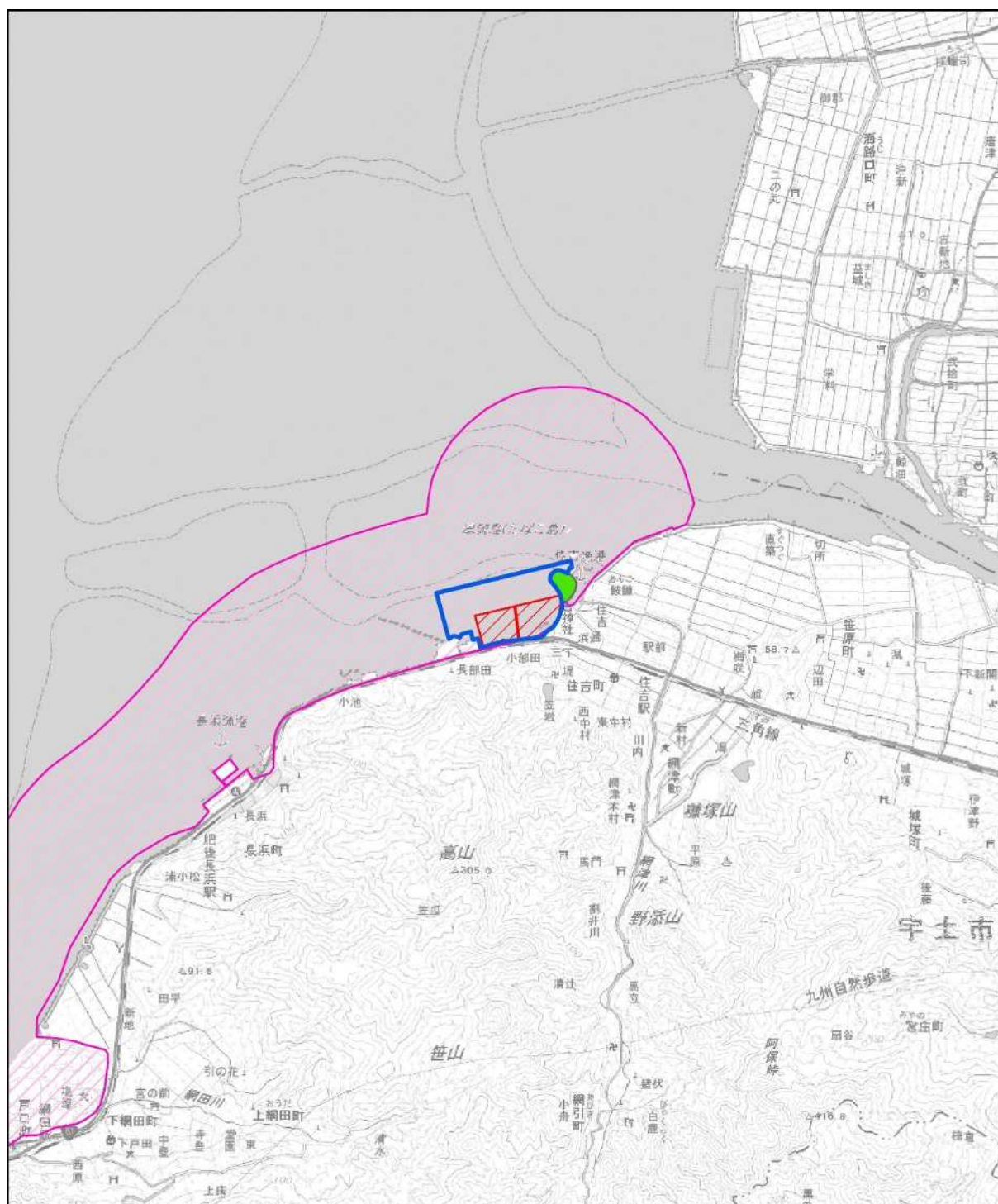


図3.2-19 対象事業実施区域及びその周辺における自然公園の指定状況図

凡例

区分

自然公園区域

特別地域

埋立区域

対象事業実施区域

出典:「土地利用調整総合支援ネットワークシステム」(国土交通省)

(<https://lucky.tochi.mlit.go.jp/>)をもとに作成
※電子地形図50000(国土地理院)を加工して作成



(6) 都市緑地法に基づく地域地区の指定状況

対象事業実施区域周辺には、「都市緑地法」（昭和 48 年 9 月 1 日, 法律第 72 号）により指定された緑地保全地域及び特別緑地保全地区はない。

(7) 都市計画法に基づく風致地区の指定状況

対象事業実施区域周辺には、「都市計画法」（昭和 43 年 6 月 15 日, 法律第 100 号）により指定された風致地区はない。

(8) 森林法に基づく自然環境保全上重要と考えられる保安林の指定状況

対象事業実施区域の南側約 500m に、「森林法」（昭和 26 年 6 月 26 日, 法律第 249 号）により指定された保安林がある。

対象事業実施区域周辺の保安林の指定状況を図 3.2-20 に示す。

(9) 首都圏近郊緑地保全法、近畿圏の保全区域の整備に関する法律に基づく地域地区の指定状況

対象事業実施区域周辺には、「首都圏近郊緑地保全法」（昭和 41 年 6 月 30 日, 法律第 101 号）及び「近畿圏の保全区域の整備に関する法律」（昭和 42 年 7 月 31 日, 法律第 103 号）により指定された近郊緑地保全区域はない。

(10) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく鳥獣保護区の指定状況

対象事業実施区域及びその周辺には、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（平成 14 年 7 月 12 日, 法律第 88 号）により指定された鳥獣保護区等はない。

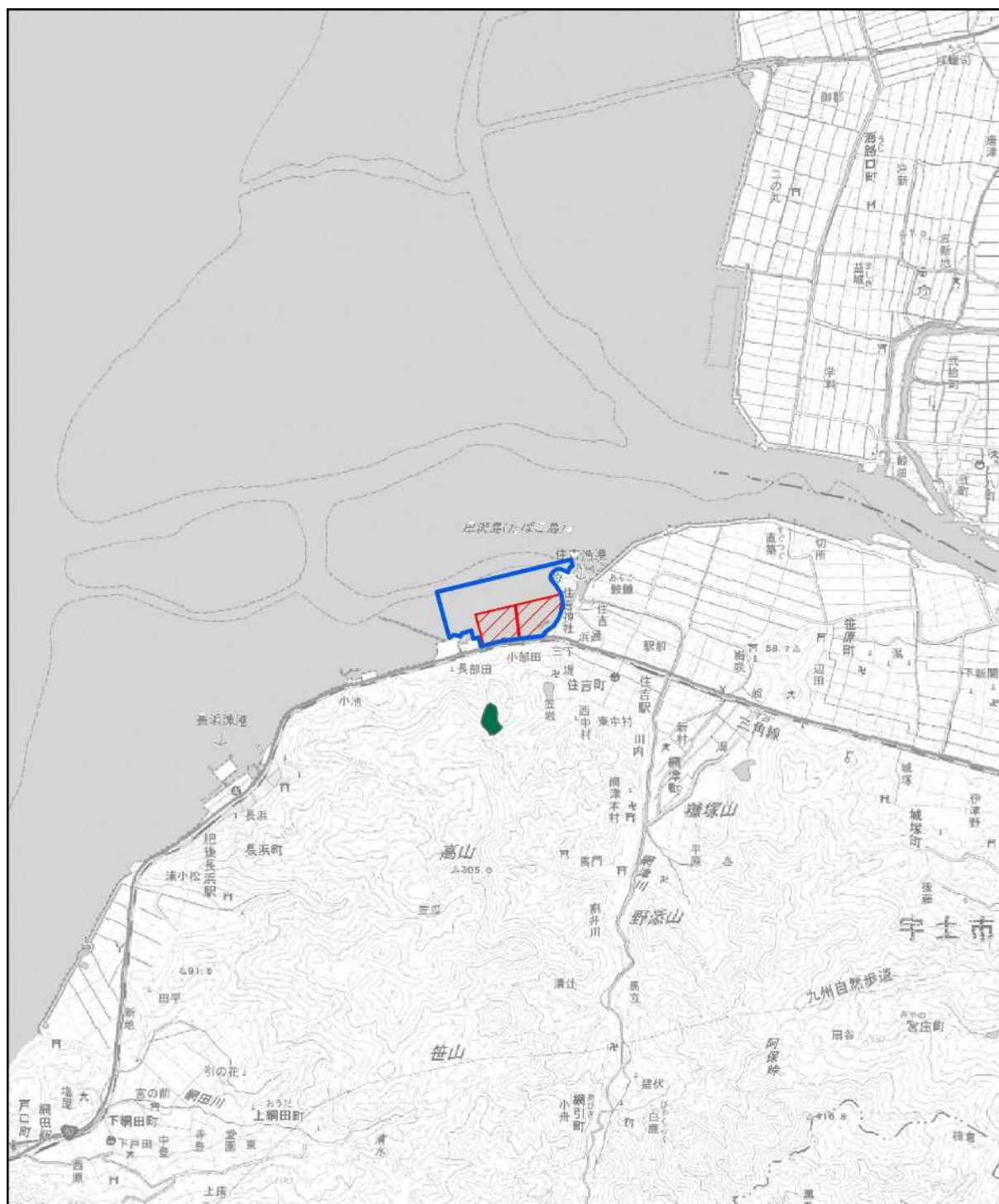


図3.2-20 対象事業実施区域周辺の保安林の位置図

凡例

 保安林

 埋立区域

 対象事業実施区域

出典:「国土数値情報(森林データ)」(国土交通省)
<https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-A13-2015.html>
 (令和7年4月24日取得)
 ※電子地形図50000(国土地理院)を加工して作成



(11) その他の関係法令等に基づく指定状況

① 砂防法に基づく砂防指定地の状況

対象事業実施区域周辺には、「砂防法」(明治 30 年 3 月 30 日, 法律第 29 号) に基づく砂防指定地がある。対象事業実施区域周辺における砂防指定地の指定状況を図 3.2-21 に示す。

なお、対象事業実施区域に砂防指定地はない。

② 地すべり等防止法に基づく地すべり防止区域の指定状況

対象事業実施区域周辺には、「地すべり等防止法」(昭和 33 年 3 月 31 日, 法律第 30 号) に基づく地すべり防止区域はない。

③ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域の指定状況

対象事業実施区域周辺には、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」(昭和 44 年 7 月 1 日, 法律第 57 号) に基づく急傾斜地崩壊危険区域がある。対象事業実施区域周辺における急傾斜地崩壊危険区域の指定状況を図 3.2-21 に示す。

なお、対象事業実施区域に急傾斜地崩壊危険区域はない。

④ 海岸法に基づく海岸保全区域の指定状況

対象事業実施区域及びその周辺は、「海岸法」(昭和 31 年 5 月 12 日, 法律第 101 号) に基づく海岸保全区域に指定されている (「有明海沿岸海岸保全基本計画」(熊本県、福岡県、佐賀県、長崎県、平成 27 年 12 月))。

(<https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/97/119736.html>) (令和 7 年 6 月利用)

⑤ 水産資源保護法に基づく保護水面の指定状況

対象事業実施区域及びその周辺には、「水産資源保護法」(昭和 26 年 12 月 17 日, 法律第 313 号) に基づく水産動植物の産卵、育成に適し、保護培養の措置を講ずべき保護水面はない。

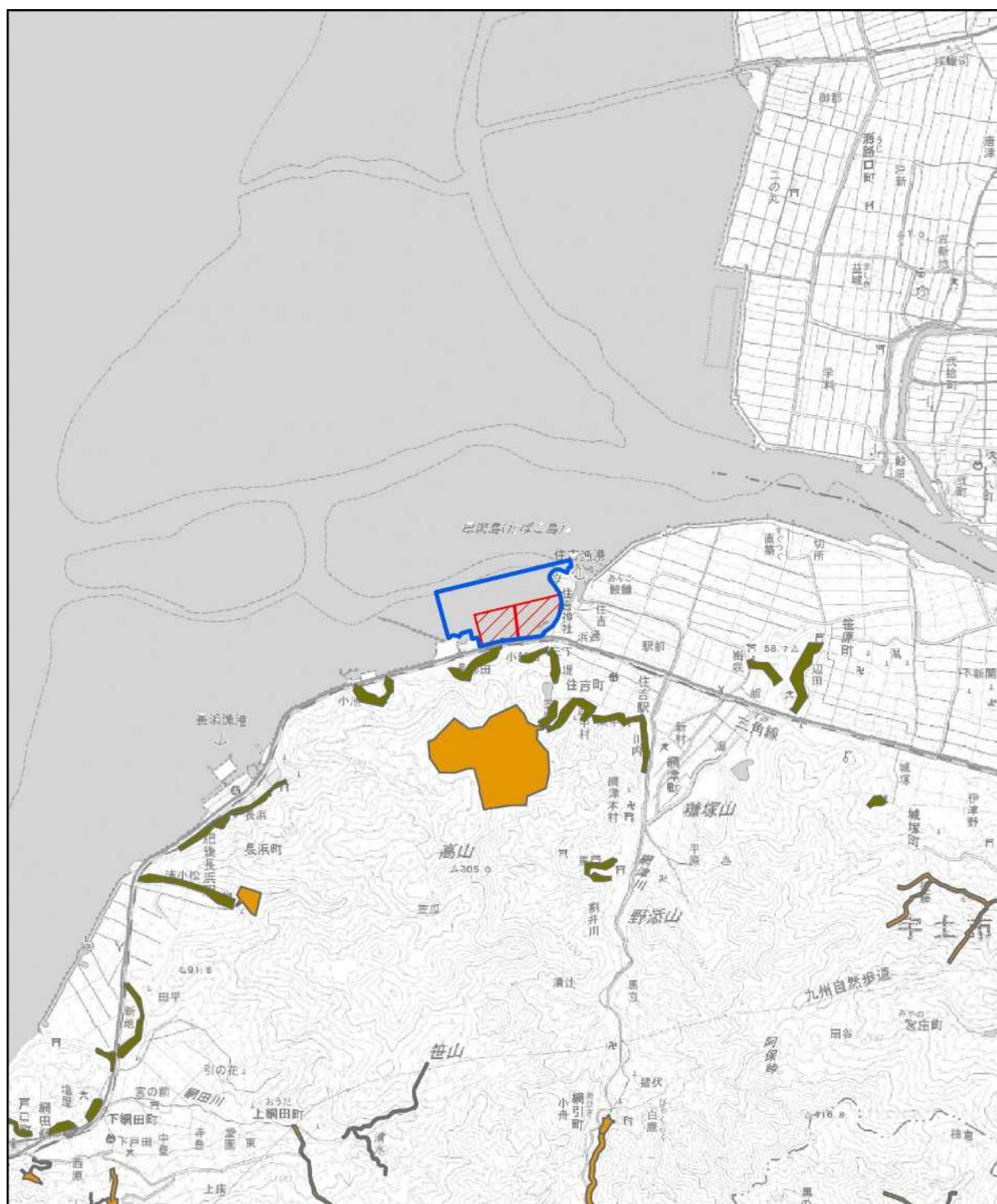


図3.2-21 対象事業実施区域及びその周辺における砂防指定地及び急傾斜地崩壊危険区域の指定状況

凡例

- 急傾斜地崩壊危険区域
- 砂防指定地

- 埋立区域
- 対象事業実施区域

出典:「国土数値情報(砂防指定地データ)」(国土交通省)
<https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-A52-2023.html>
 「国土数値情報(急傾斜地崩壊危険区域データ)」(国土交通省)
https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-A47-v1_0.html
 (令和7年4月24日取得)
 ※電子地形図50000(国土地理院)を加工して作成



3.2.10 その他の事項

1) 国及び地方公共団体が講じている環境の保全に関する施策の内容

(1) 環境基本計画等

熊本県では、平成 2 年に全国に先駆けて「熊本県環境基本条例」(平成 2 年 10 月 2 日, 条例第 49 号)(以下、「県条例」という。)が施行され、環境政策の基本理念や県、事業者及び県民の責務、県の施策の基本的事項が規定された。また、県条例に基づき、令和 3 年 7 月に「第四次熊本県環境基本方針(令和 3~12 年度)」及び「第六次熊本県環境基本計画(令和 3~7 年度)」が策定され、理念や目標、取り組みの方向など、環境の保全、創造に向けた基本的事項が明示された。

宇土市では、平成 14 年度に「宇土市環境基本条例」(平成 14 年 3 月 7 日, 条例第 1 号)(以下、「宇土市条例」という。)が施行され、宇土市のよりよい環境の実現と持続的発展が可能な循環社会を構築するため、宇土市条例の規定に基づいて平成 31 年 3 月に「第 3 次宇土市環境基本計画(平成 31 年~令和 5 年)」が策定されている。

熊本市では、社会経済状況の変化や科学技術の進展、また新たな環境問題に対応するために、令和 3 年 10 月に「熊本市環境基本条例」(昭和 63 年 10 月 1 日, 条例第 35 号)(以下、「熊本市条例」という。)を改正し、計画の根幹をなす熊本市条例の趣旨に基づき、前計画の見直しを行い、令和 4 年 3 月に「第 4 次熊本市環境総合計画(令和 4~13 年)」が策定されている。

宇城市では、平成 18 年に「宇城市環境基本条例」(平成 18 年 6 月 27 日, 条例第 28 号)(以下、「宇城市条例」という。)が施行され、宇城市条例に掲げられた「市民、事業者及び行政が一体となり、これらすべての者の創意工夫と協働により、宇城市の自然豊かな環境を保全し、よりよい環境を創造するとともに、潤いと安らぎのある魅力的なまちづくりを推進していく」という理念の実現に向け、平成 29 年 3 月に「第 2 次宇城市環境基本計画(平成 29 年~令和 8 年)」が策定されている。

(2) 景観計画

熊本県では、「景観法」(平成 16 年 6 月 18 日, 法律第 110 号)の施行を受けて、市町村主体の景観行政の移行や、地域特性を生かした景観の保全と創造の取り組みの強化を図るため、本法に基づき「熊本県景観計画」(平成 20 年 1 月, 熊本県)が策定されるとともに、それまで自主条例として適用していた「熊本県景観条例」(昭和 62 年 3 月 16 日, 条例第 7 号)が一部改正されている。

熊本市では、水、緑、歴史、街並み等森の都くまもとが持つ豊かな地域の特性を生かした良好な景観の形成を総合的に推進し、より文化と歴史にはぐくまれた快適な市民生活の確保に資するため、「熊本市景観条例」(平成 22 年 1 月, 熊本市)が策定されている。

宇城市では、景観の保全及び創造を図り、宇城市らしい良好な景観を将来へ引き継ぐため、「宇城市景観条例」(平成 25 年 3 月 12 日, 条例第 17 号)が施行され、「宇城市景観計画」(平成 25 年 8 月, 宇城市)を策定している。

(3) 有明海及び八代海の再生に関する取り組み

有明海及び八代海は、国民にとって貴重な自然環境及び水産資源の宝庫であるが、周辺の経済社会や自然環境の変化に伴い、水質の富栄養化、底質の泥化や有機物の堆積等海域の環境が悪化し、赤潮の増加や貧酸素水塊の発生等がみられる中で、二枚貝をはじめとする漁業資源の悪化が進み、海面漁業生産は減少を続けている。特に、熊本県においては、近年、両海域における大規模な赤潮の頻発により大きな漁業被害が生じている。

これらの状況に鑑み、熊本県では平成 13 年 12 月に「熊本県有明海・八代海再生に向けた総合計画」（以下、「総合計画」という。）を策定し、両海域の再生に取り組んできた。

その後、熊本県では、「有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律」（平成 14 年 11 月 29 日、法律第 120 号）が施行されたことを受け、総合計画を見直し、平成 15 年 3 月に「有明海・八代海等の再生に向けた熊本県計画」を策定している。

2) 生物多様性の観点から重要度の高い湿地

対象事業実施区域及びその周辺には、環境省による「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」（以下、「重要湿地」という。）に指定されている湿地がある。対象事業実施区域及びその周辺における重要湿地の指定状況を表 3.2-71 に示す。

表 3.2-71 重要湿地の指定状況

湿地名	生息・生育域	生物分類群	選定理由	選定基準
菊池川河口 白川河口 緑川河口	白川河口 緑川河口	シギ・ チドリ類	春秋の渡り及び越冬期の種数・個体数が多い。シロチドリ、ソリハシシギ、ハマシギ、ホウロクシギの渡来地。	2、3、4
	白川河口 緑川河口 熊本港	湿地性鳥類	【白川河口、緑川河口、熊本港】 ズグロカモメ、クロツラヘラサギの渡来地。ねぐらは熊本港埋め立て地である。 【熊本港、横島干拓】 マナヅルの渡来地。ねぐらは熊本港埋立地である	2、5
	緑川河口	淡水魚類	アリアケシラウオ、アリアケヒメシラウオの生息地。	2
	緑川河口から 住吉神社付近	底生動物	塩性湿地固有の希少種の生息地。泥干潟にはササゲミミエガイの個体数が多い。	2

注 1) 選定基準は以下のとおりである。

- 1：湿原・塩性湿地、河川・湖沼、干潟・砂浜・マングローブ湿地、藻場、サンゴ礁等の生態系のうち、生物の生育・生息地として典型的または相当の規模の面積を有している場合。
- 2：希少種、固有種等が生育・生息している場合。
- 3：多様な生物相を有している場合（ただし、外来種を除く）。
- 4：特定の種の個体群のうち、相当な割合の個体数が生育・生息する場合。
- 5：生物の生活史の中で不可欠な地域（採餌場、繁殖場等）である場合。

出典：「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」（環境省 HP）

(https://www.env.go.jp/nature/important_wetland/wetland/w488.html) (令和 7 年度 6 月取得)

3) 生物多様性の観点から重要度の高い海域

対象事業実施区域及びその周辺には、環境省による「生物多様性の観点から重要度の高い海域」（以下、「重要海域」という。）に指定されている海域がある。重要海域の選定基準を表 3.2-72 に、対象事業実施区域及びその周辺における重要海域の指定状況を表 3.2-73 に示す。

また、対象事業実施区域は有明海沿岸に含まれている。

表 3.2-72 重要海域の指定状況（選定基準）

抽出基準	定義	適用例
1. 唯一性 又は希少性	① 唯一性（ある種の唯一の分布地域）、希少性（特定の地域にのみ分布）又は固有性を持つ種、個体群又は生物群集 ② 唯一性、希少性を持つ、又は特異な生息地・生態系 ③ 唯一又は独特な地形学的又は海洋的特徴を持つ場所	1a. 固有種の分布域 1b. 種の唯一の生息地 1c. 特異・希少な生態系
2. 種の生活史における重要性	個体群の存続・生息/生育のために必要な場所	2a. 種の生活史に重要な場所 2b. 遺伝的多様性を維持するための連続性
3. 絶滅危惧種 又は減少しつつある種の生育・生息地	絶滅危惧種及び減少しつつある種の生育・生息地やそれらの種が回復するのに必要な生息地。又はそれらの種が集中する場所	3a. 絶滅危惧種の生育・生息地
4. 脆弱性、感受性 又は低回復性	機能的脆弱性をもつセンシティブな生育・生息地や種が、高い割合で見られる場所。また回復に時間がかかる場所	4a. 低回復性の種・生態系 4b. 脆弱性・感受性の高い種・生態系
5. 生物学的生産性	高い生物学的生産性を持つ種、個体群、又は生物群集を含む場所	5a. 栄養塩を期限とした生産性の高い所 5b. 化学合成生態系
6. 生物学的多様性	高い生態系の多様性（生息・生息地、生物群集、個体群）又は高い種の多様性、又は高い遺伝的多様性を含む場所	6a. 種の多様性 6b. 生態系の多様性
7. 自然性	人間活動による攪乱又は劣化がない、又は低レベルである結果として、高い自然性が保たれている場所	7a. 人の影響が及びにくい場所 7b. 人為的改変・影響の少ない場所
8. 典型性・代表性	我が国の代表的な生態系や生物群集などの特徴を典型的に示している場所	8a. 典型的・代表的な生態系や生物群集などの特徴を示している場所 8b. 典型的・代表的な物理環境の特徴を示している場所

注) 着色されている項目は 3.2-73 が該当している基準。

出典：「生物多様性の観点から重要度の高い海域」（環境省）

(<https://www.env.go.jp/nature/biodic/kaiyo-hozen/kaiiki/kaiiki/kijun.html>)

(令和 7 年 6 月取得)

表 3.2-73 重要海域の指定状況

海域名	該当市町村名	面積(km ²)	環境情報			選定理由
			干潟(km ²)	自然海岸の長さ(km)	自然海岸が占める割合(%)	
有明海沿岸	宇土市 熊本市	726	424.6	26.2	6.0	※基準 1、2、3、7 が高く MARXAN により選定されたため。

注 1) 選定理由の※基準 1、2、3、7 の詳細は表 3.2-72 を参照

注 2) MARXAN：種や生態系、地形等の情報から重要海域等の生物多様性保全上優先度の高い場所や海洋保護区の候補地を科学的に選定するためのアルゴリズム。

出典：「生物多様性の観点から重要度の高い海域」（環境省）

(<https://www.env.go.jp/nature/biodic/kaiyohozen/kaiiki/engan/15402.html>) (令和 7 年 6 月取得)

「MARXAN」（環境省）(<https://www.env.go.jp/nature/biodic/kaiyo-hozen/ima/conf/06/ref01-3.pdf>)

(令和 7 年 6 月取得)

4) 公害苦情の状況

熊本県及び関係市における公害苦情件数を表 3.2-74 に示す。公害苦情件数は宇土市で 36 件、熊本市で 267 件、宇城市で 6 件となっている。

表 3.2-74 熊本県及び関係市における公害苦情件数(令和 4 年度)

単位：件

		合計 (①+②)	典型 7 公害								典型 ^② 7 公害 以外
			計 ^①	大気 汚染	水質 汚濁	土壌 汚染	騒音	振動	地盤 沈下	悪臭	
関係市	宇土市	36	25	16	1	0	5	0	0	3	11
	熊本市	267	252	19	48	0	125	10	0	50	15
	宇城市	6	3	0	0	0	2	0	0	1	3
熊本県		782	558	124	122	1	189	14	0	108	224

出典：「令和 5 年(2023 年)統計年鑑」（熊本県 HP）(令和 7 年 6 月取得)